

◎議 事 日 程 (第3号)

令和7年9月5日 (金曜日) 午前9時30分 開議

日程第1 一般質問 (続)

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員 (17名)

1番	馬渕 紀明 君	2番	佐藤 旭浩 君
3番	中村 文武 君	4番	河合 克平 君
5番	真野 和久 君	6番	永田 千佳 君
7番	吉川 三津子 君	9番	鬼頭 勝治 君
10番	石崎 誠子 君	11番	角田 龍仁 君
12番	近藤 武 君	13番	原 裕司 君
14番	佐藤 信男 君	15番	杉村 義仁 君
16番	山岡 幹雄 君	17番	高松 幸雄 君
18番	竹村 仁司 君		

◎欠 席 議 員 (なし)

◎欠 番 (1名)

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	日永 貴章 君	副市長	清水 栄利子 君
教育長	河野 正輝 君	企画政策部長	西川 稔 君
教育部長	佐藤 博之 君	産業建設部長	宮川 昌和 君
上下水道部長	山田 英穂 君	消防長	伊藤 政儀 君
総務課長	伊藤 靖幸 君	財政課長	堀田 肇 君
会計室室長補佐	加藤 ゆか 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 書記	鷲尾 和彦 村瀬 俊彦	議事課長 書記	長谷川 努 秋田 郁哉
--------------	----------------	------------	----------------

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～

◎日程第1・一般質問

○議長（近藤 武君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位8番の7番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

今日は、大きく2つについて通告をしておりますので、順次質問させていただきます。

1つ目は、6月にも質問いたしました基金のことで、超長期国債等を多額に購入して含み損が出ている問題です。

この9月議会の初日、監査委員からも、長期的なバランスを取り、適正に適用できるよう取り組むべきだ。監査委員として注視していくという報告がありました。監査委員からこのような発言があることはまれであり、市にとって大変厳しい状況になっていることを物語っています。

図のように、1月では26億円だった含み損が、3月には31億円、6月には33億円と半年で6億円も膨らみ、そして昨日、河合議員への答弁で、7月には35億円になっている。1か月で2億円も膨らんでいることが分かりました。今後さらに膨らむと言われている含み損です。市は、このまま待っていれば損失は出ないといいますが、そんな甘い話ではなく、既に今年の予算は、満期前の債券を損失を出して処分しており、今後必要な住民サービスが存続できるかどうかという大きな爆弾を抱えているような状態だと私は思っています。

こちらの図を御覧ください。

これは6月議会でもお示しました、満期まで待つことを前提に、満期の年ごとに債券額をグラフにしたものです。

実績として、令和6年には基金を16億円取り崩しました。そして、今年の令和7年度当初予算では約25億円の取崩しをすることになっています。しかし、このグラフを御覧ください。10年で満期が来るのはたった12億円、最初の12億円しかありません。満期がゼロの年もあります。

図のように、この10年間に佐屋小、2校の中学校の建設等、そのほかに永和体育館、立田の小学校の建設などの計画があります。さらに、それに加えて佐野駅前周辺整備、4駅周辺のま

ちづくり計画もあります。合併特例債がなくなり、基金があるのに使えない状況でどのように財源を確保するのか、庁舎内を、いろんな部署を回って調べて回りました。

今日は、基金の要を担う会計管理者不在とのこと、不在の問題、そして大規模事業がめじろ押しのこの10年間、福祉を低下させずどう乗り切るかの視点で質問をさせていただきます。

まず、現在、会計管理者が6月から不在であることについて伺います。

会計管理者は、基金運用の要であり、昔の収入役と言われる立場で、市長部局から独立した役職として地方自治法でも定義されています。そして、会計管理者の独立性を担保するための補助機関として会計室があり、市長部局とは切り離された存在ですが、この会計管理者のみならず、会計室の課長補佐も7月に退職した状況になっています。今、どのような体制になっているのかお伺いをいたします。

次に、防災についてです。

3月議会に全会一致で、高校生、大学生提出の請願が採択されました。

自分の住む地域には高い建物がない、高齢者が多くて逃げられない人が多いと、各地の高台の見学にも行き、請願を出されました。

請願の項目は、早急に地区防災計画を作成すること、そして作成時には、地域住民や専門家、行政を交えた話し合いを設けること、この2点の内容であります。

私も2回この会議に出席しましたが、2つの請願事項達成に向けた会議になっているのだろうか、そんな不安がよぎり、市の方針を確認するために質問することといたしました。

請願採択から半年がたちました。ゴールに向かってどこまで進んでいるのかお伺いをいたします。

答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目1点目、会計管理者不在への対応について御答弁させていただきます。

現在、会計管理者兼会計室長が病気休暇の状況であり、室長補佐指示の下、業務を行っておりります。また、7月に他課から職員を1名異動させております。

続きまして、大項目2点目、請願に関する取組について御答弁させていただきます。

請願採択後の進捗は、令和7年3月議会において愛西市議会全員一致で請願が採択され、愛西市議会議長より愛西市長宛てに請願書の送付がなされ、令和7年3月26日に受領しました。

令和7年6月14日及び令和7年8月10日には、請願書を提出された安泉寺ハザード会の会長をはじめ、3人の学生、ハザード会のメンバー、市民や市外の方、愛西市議会議員、市職員の合計13人で地域防災力を高める話し合いを行い、出席者から防災に関する思いや意見が出されました。

ハザード会の学生から、請願書を出した理由では、大きな地震が発生した場合、立田・八開地域は液状化が発生し、最悪の条件で堤防が雨等で決壊した場合、この辺りは高いところがなく、防災についてみんなで考える場があるとよいことや、今後の方向性については、請願内容は地域の防災についてであり、地域住民の防災意識を高めるには、自分たちがどう動いたらよ

いのかを先に話し合い、高台はその後でもよいと思うの考え方や、他の学生からは、中学3年生が修学旅行で被災地に行っているので、市内の防災訓練を実施する際には、中学3年生に向け訓練参加を促し、修学旅行で得た経験を地元でも生かしてほしいとの意見のほか、まずは地域の若者が防災に興味を持ち、参加することに市と協力していきたいと意見が出されました。

学生以外の意見では、請願書が令和7年3月議会において全会一致で採択されたことに基づき、立田・八開地区の防災計画を市が主導で行うべきと意見が出されました。

本市の考え方として、地区防災計画は、その地区の住民が地区の災害を意識し、課題を解決するため、地区の住民が主体となって策定するものであり、計画自体を市側が主導して進めるものではない旨お伝えしました。

請願採択後の本市の取組については、本市の危機管理課職員が名古屋大学減災連携研究センターにおいて防災の専門知識を学んでいる機会を生かし、防災に関する研究員から地区防災計画について意見聴取をするとともに、他の先進自治体の調査を進めているところです。以上です。

○7番（吉川三津子君）

それでは、防災のほうから再質問をさせていただきます。

今、その会議で出た意見のピックアップが、御紹介がありました。そういった中で、今聞いていると、何だか市民がつくればいいんだ、市は知らないんだけに取られてしまうような中身だったなというふうに私は今感じてしまいました。

市としては、この地区防災計画をつくることは重要だと考えているのか、それほど重要でないと考えているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

地域が地区防災計画の策定に向け取組を進めることを本市は拒むことはありません。また、本市が地区計画そのものを策定することはありません。

本市としては、地域一帯が意識を高めていただき、人、地域が接点を持ち、市が様々な投げかけをしていく段階であると考えております。

また、地域が主体となり、地区防災計画の作成に向けて取組を進め、計画作成後においても計画を活用した訓練などが実施されるようであれば、地域に協力し、計画策定の支援を行っていきたいと考えております。

○7番（吉川三津子君）

部長は、この地区防災計画のことを御存じなのでしょうか。国土交通省が、地区ごとに課題解決のために、いろんな地域、地域も大きかったり小さかったりするんですけど、そういったものをつくることを推進し、それは行政が共に考えてそれが出来上がることを支援していくことを国は求めているわけです。それを、今聞いていると、どうしてももう市民が勝手につくるものなんだというふうに聞こえて仕方がありません。

今回、1つつくることによって、市も学び、助言の仕方とか、そういったものも学びながら、市全体に広がる効果が大変ある。私は当日参加しておりましたが、市も初めてのことなので、

どんな助言をしていいのか分からない、何からしていいのか分からない、市民もどう進めいいのか分からない、そんな状況にあると思いますね。それを市民に投げてしまったんでは、ちっとも出来上がらない。議会で全員賛成で採択されたものをそのように軽く見られたんでは、大変それは議会への侮辱でもあると私は考えております。

今後、請願の中では、市のはうはつくり上げるところの支援をしていくんだ、共に専門家を呼んで学んでやっていくんだということが採択されたわけです。どういった支援体制を市として考えているのか教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

計画策定につきましては、地域住民の主体的な取組が基本になると考えます。安泉寺ハザード会の学生が出された意見のように、地域住民の意識の醸成が必要であると考えます。

本市では、市のホームページに地域防災計画やハザードマップなど、防災を考える上で必要な情報を提供しておりますので、まずはそうした資料を基に各地区の実情を把握していただき、日頃から災害を想定した訓練等を実施するなど、どのような取組が可能であるのかを各地区で検討を進めることが重要であると考えております。

○7番（吉川三津子君）

全くここは協力をしないよというふうに聞こえてしまいますが、この地区防災計画は、地区がつくるだけでなく、その未熟さを補うことをしながらつくり上げていくものなんです。それはしませんよということなのか、その辺お答えください。

○企画政策部長（西川 稔君）

危機管理課においても、2回にわたり安泉寺ハザード会と意見を交え、こちらから、今後、助言も含め、地域の話を聞きながら、どういった問題があるのか、どういった地域特性があるのか考えていきたいと思っております。

○7番（吉川三津子君）

専門家を招いての勉強ということも請願の中にあるわけですが、どういった方を招いて勉強していく予定なのかお聞かせください。

○企画政策部長（西川 稔君）

現在のところは考えておりません。

専門家については、地域市民が話し合い、被害想定のイメージや課題を出し、どのようなことを話し合い、議論する中で決めていくものであると考えておりますし、私どもも専門家の話を聞きながら、どのような進め方をすればいいのか考えていきたいと思っております。

○7番（吉川三津子君）

多分これは、今お話を聞いていて、地区防災計画のつくり方のプロセスとか、そういったものがまだ市のはうでは勉強不足だということがよく分かりました。

多分、市民の方も初めてのことなんですね。だから、その専門家を、地区防災計画をつくった地域の方とか、つくり方をよく知っている方とか、そういう方をお招きして、共に学びながらつくり上げていくべきではないかと思うんですね。ですから、分からないから市民が勝手に

つくれと、そういう姿勢だけはやめていただきたい。共に1つつくり上げれば、職員にノウハウが身につく、それが全地域に広がっていくということになりますので、ぜひそんな取組をお願いしたいと思いますが、部長、最後に答弁のほうお願ひします。

○企画政策部長（西川 稔君）

私どもも防災に関してたけている職員ばかりではないと思っております。そういう機会を増やし、職員の知識を向上させていきたいと考えております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

ぜひ、これは市民がつくるものだから知らないという姿勢ではなく、ともに分からんんだから、共に学びながらつくり上げるということで、ぜひ市民と行政が協働してつくる、そんな形を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、あと含み損の問題に移りたいと思います。

会計管理者が不在になってからもう三、四か月になると思いますが、私、今の答弁を聞いていて、法律で位置づけられた会計管理者の不在というのが、どれほど法律上問題があつて、大変なことなのか、その認識に欠けている答弁ではないかなということを感じました。

会計管理者としての、会計室長ではないですよ。会計管理者としての責任、業務は、今誰が担っているのでしょうか。課長補佐に権限を委ねているということはあり得ないことだと思いますので、そんなことはないと思いますが、副市長でしょうか、市長でしょうか、それともほかの部長でしょうか。決裁権限を明確にしないまま今、日々が進んでいるのでは大変問題だと思います。当然、今日の私への答弁も会計管理者の代行ということで答弁をいただからといけないわけですが、今この会計管理者、地方自治法で位置づけられた会計管理者の代行は、今誰になっているのか教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

地方自治法170条第3項に基づき、会計室長補佐が代理で事務を行っております。これは、地方自治法170条第3項、地方公共団体の長は、会計管理者に事故がある場合において必要があるときは、当該地方公共団体の長の補助機関である職員にその事務を代理させることができるということになっておりますので、それに基づいて業務を行っております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

私、それはちょっと違っていると思いますね。

市長と会計管理者というのは、相互監視の対等の立場であります。これは地方自治法にうたわれていますね。市の決裁規程の中で、誰に委ねるかというところにおいて、市の決裁規程というのは、市の権限に属する内容について書かれているわけです。会計管理者については、誰に決裁を与えるかということは、この市の決裁規程にはないです。会計管理者は1択です。会計管理者の仕事は会計管理者しかできないんです。それが今の愛西市の条例なんです。会計管理者の補助機関に会計室を置くことはできて、今置いています。規則の中で置いています。でも、それは会計管理者の補助機関であって、会計管理者の権限まで委ねているわけではないんです。

そういうところで、ほかの自治体は、きちんと会計管理者が不在の場合は、規則とか規程をつくって、きちんと条例みたいなもので定めている。でも、愛西市にはないわけです。そうなったら、きちんと市長なりが文書で、あなたに会計管理者の権限を委ねますということで任命しないと、これはできないはずです。

今日、なぜこれを言うかというと、予算決算の会計規則があります。今回、決算の審査もあるわけですが、ここの議会に出てくるまでに、会計管理者の決裁が、もうこの規則に70回会計管理者という言葉が出てくる。その決裁がないと、ここの議会にまで届かないはずなんです。それを一体どのように進めてきたのか。もう一度、この会計管理者の代行というとろできちんと指名がされているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

任命に関しましては、地方自治法第170条第3項に基づき、代理をさせる場合において、任命の規定がありませんので書面による任命を行っておりませんが、会計室長補佐に代理の指示を行っております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

先ほどから申し上げているように、会計管理者の仕事を会計室の職員に委ねることはできないんですね。もう一度ちょっとその辺はしっかりと法律等を見ていただきて、確認をいただきたい。今議会にも影響することなので、これ以上申し上げませんが、きちんとした処理を取つていただくようにお願いをいたします。

それから次に、債権の問題でいろいろありましたが、改善のために今年着手していること、そして既に取り組んでいることがあれば教えてください。

○会計室室長補佐（加藤ゆか君）

検証結果にありました6項目について対応をしております。

既に実施、対応していることを一例として申し上げると、組織の統制規律、情報共有として、債券の購入や売却等は、地方自治法に基づき、市長が財産を管理するとの認識の下、副市長の専決事項として決裁を行いますが、重要性が高い事項として市長に報告するほか、公金管理委員会における協議事項等を速やかに報告し、情報共有を図るなどで対応をしております。

今後の対応としましては、債券の理解に関しては、職員の知識向上のため、自治体における適切な資産管理と運用等に関する研修の実施に向けて検討中であるほか、債券保有割合が50%以下になった際には、長期債券の保有上限を公金管理運用要綱等で定めることとしております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

今、市長が基金を管理する責任者であるから、専決については副市長とするんだと、それで、重要なことは報告するんだという答弁をいただきました。これって以前とどこがどう違うのか、その辺をちょっとお示しいただきたいのと、きちんとこういったものは規則等に、決裁規程とかいろんなところに含めていくのか、その点についてもお聞かせください。

○会計室室長補佐（加藤ゆか君）

決裁規程につきましては、専決事項として、変わらず副市長決裁とさせていただきます。市長への報告につきましては、事前事後の相談を含めまして、させていただく予定にしております。以上です。

○7番（吉川三津子君）

ぜひ副市長のほうから答弁はお願いをしたいと思います。これは副市長がこれからどう動くかということなので、それは課長補佐である立場の方に答弁させるのは大変気の毒な話ですので、副市長のほうからお願いをしたいと思います。

今のお話だと、決裁規程は、多分重要なものについてとか、その他のものについてということになっていたと思いますね。そこについて、大体副市長は1,000万円ぐらいまでしか決裁ができないはずですよ。これは億なので、きちんと明記すべきではないかというところと、それから重要なものとか抽象的な言い方だと、例えば、失礼な言い方をすれば、市長、副市長がほかの方に替わったとき、今は関係がよく、そういった連絡ができているかもしれません、それはやはり条例とか規則できちんと縛って、こうしなければならないということをしていかなければ、また同じことが起きてくるわけです。その点について、きちんと規則等にそういったものをうたうつもりなのか。

私としては、あえて副市長が専決する必要がなく、これから債券を買うということももうできない状況になっていくわけです。多分、売るというか、満期が来たら売るとか、本当に必要になったときに売るとか、そんなところになってきますので、市長の決裁で構わないのではないかと思いますが、その辺について、規則等に含めること、そして市長でいいんじゃないか、その点について答弁のほうをお願いします。

○副市長（清水栄利子君）

今回、公金委員会では、副市長の専決事項について、愛西市決裁規程の8条で規定されている分につきましては、23節投資及び出資金の歳計現金を運用して利子収入を得る目的で投資する場合について規定があります。そのため、基金運用については、現金の部分なので該当しないということで、今回、副市長決裁という形で、専決という形で進めるということになりました。

重要事項については、具体的には売買ですね、購入及び売却については、基本、市長に報告をし、相談をした上で決定をしていくという形を取っていきたいと思います。また、公金管理委員会の協議事項についても速やかに市長に報告をし、何か課題その他がある場合については相談を行い、また次の会議に生かすというような形で、市の中で早く、速やかに解決できるような対策、体制を取っていくという形になっております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

ぜひそういったルール的なものも、綱紀委員会の要綱とかいろいろお持ちだと思いますので、二度とこういうことが起きないようなきちんとしたルール化をしていただきたいので、それは要望をしておきたい。明文化をしていただきたい。それを要望しておきたいというふうに思っております。

それからあと、私は、この問題が起きてから、やはりたくさんある事業がちゃんとできるかなとか、こういった事業ができるまで基金がどれだけあるかとか、借金がどれだけできるかとか、そんな議論ってどこでされたんだろう、どこで話し合があってこの事業は進んだんだろう、そんなことを思って、実は私、本当にこの3か月間、学校の部署にも行ったり、財政課にもよく行き、企画経営のほうにも行き、会計室にも行き、実は何度も何度もたらい回しでした、実は。結論がどこも、結局は計画が出ている段階で、お金があるのという話をどこもが話し合ができていない。その課の中とか部の中ではそういう話がされているんですけど、それが本当にその計画段階で、この先お金があるんだろうか、この計画を進めていいんだろうかというような財政的な話し合が全くされていないなということを実は感じたわけです。

ここに、③のところで、中長期的な財政経営を踏まえ、関係各課の連絡調整を密にし、今後の資金需要を見通していくんだというような、そんな計画が立てられているわけなんすけれども、これって今まで本当にされていなかつたなということと、それからホームページとかいろいろなのを本当に見まくって、探しまくりました。それで、大体中期計画とか何かでも、よそを見ていると5年ぐらいで見てています。愛西市は今3年なんですよ。なおかつ、今、佐屋駅とか何か、令和9年度から土地の買収が始まるのに、そこが空欄になっている状況で中間財政計画が示されている。それで、長期財政計画はないのかなと思ったら、ない。よそは、ちゃんと進んでいるところは、この先、歳入がこれぐらいになる、歳出がこれぐらいになる、基金がこれぐらいになる、そんな見通しを立てて、10年の計画をつくって、大体3年ごとに後ろにずらしてつくっていくということをしています。そういうものがきちんとあれば、各課もこの頃はお金があるから、これに合わせて計画をつくろうとか、そういうことができるはずなんすけど、幾ら探しても愛西市はなかつた。回ったけどそれらしきものはなかつた。

総合計画策定で、今、聞き取りがいろいろされています。でも、総合計画は、財政的云々よりも、総合計画にいろいろこんなまちづくり、こんなまちづくりと掲げていますよね。それに合致しているかどうかということで選定がされて、選ばれているという話も聞きました。そうなると、財政的にこれができるかできないかのチェックってどこでされているんだろう。

私、今、佐屋駅とかいろんな4駅の周辺整備とか、また学校の統廃合とかいろいろされているんだけど、財政的に、これは今の財政で可能ですよという話っていつどこでされているのというので大変びっくりして、これから中長期的なこういった計画とか見通しとか、各課との連携体制とか、今後の資産の、資金の状況とかを見ていくんだとおっしゃいます。どうやって見ていくのか教えてほしいのと、絶対各課は、国の補助金を取りに行くときに、市の財源はこれだけあります。借金はこれぐらいできます。だからこれくらいくださいという計画書を出さないと、国なんて話に乗ってくれないわけですよ。絶対各課ではそういうものをつくっているのに、全市で共有されずに計画が進み、そしてぽこんと財政のほうにこれだけですと言ってくる。

そのとき、これからも、債券がこんな状況になっていますので、できませんと言ったときに、もう担当課のほうは、地主さんにこれからこういうのを進めていきたいから、土地、何とかし

てくださいねとか、地域でこういうお話をまとめてくださいねというお話をした後に、それはできませんと話すなんて担当課ではできないわけですよ。それは、市としての信頼をなくしていくと思います。

私はだから、やはり10年スパンの長期計画。そこには確実にやれるものは盛り込み、もう財政状況だけはきちんと各課がそれを見て、この頃にはお金がないなとか、そんなことを見極められるようなやり方をしないととてもやっていけないと思っています。だから、すごくこの債券の問題は危機感を持っています。ぜひそういったところで、いろんな市町の手法を取り入れて、失敗したらまた違う方法に変えればいいと思います。完璧なものをつくり上げる必要はないので、できることからまずは取り組んでいただきたいと思いますが、今後、どのように進めるのか、答弁のほうをお願いいたします。

○副市長（清水栄利子君）

まず長期財政計画につきましては、総合計画の中で計画期間に当たる8年間の財政計画は示しております、中間に当たる3年間分については、総合計画の中で毎年ローリングによる見直しを行っております。

ところが、近年、歳出規模がかなり拡大していることから、歳入に見合った歳出規模になるよう事務事業を見直さなければならぬということで、基金に頼らない行財政を運営していくかなければなりません。そのため行政改革検討委員会を立ち上げ、各課においてもう一度事業の見直しを行って、どのようにやっていくか、歳入に見合った予算で回していくかということを今考えている中です。それに基づいて、財政計画については、長期的な部分について見直しを図ったり、どのような事業があるか、どういうふうに財政計画をしたらよいか、それは各課と連携しながら、細やかな部分でしっかりと計画を立てていく必要があるかというふうに考えております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

ぜひ本当に、やっぱり各課が、財政の状況がどうなっているか。今回の基金のことも、どれだけの含み損があるって、このグラフなんてほとんど職員は知らないですよ。この10年間に12億しか満期の来るものがないということなんて知らないですよ。この10年間に、学校が老朽化も進んでいて、駅のこともやって、それでまた、今、公共施設の見直しもしていくとおっしゃっているわけじゃないですか。どれだけのコストがかかるのか、そこら辺も、やりますやりますは本当にいいことだと思うんですけども、財政と照らし合わせて、やはりできること、できないことをきちんとしていかないと、市民の人に、学校だってそうじゃないですか。立田の中学校、早くて令和8年に佐屋と統合しますといいながら、いまだにそれを信じていらっしゃる立田の方がいらっしゃるんですよ。そこはしっかりと説明責任を果たさないといけないし、財政のところも含めた計画というのをしていかないといけないので、ぜひそこはお願いをしたいと思います。

この10年間、本当に厳しい、大体、今1億の債券で利益が上がっています。それで、含み損が20ペーぐらいあるんですよ。そうなると、1億分の利益分はじゃあ損してもいいよといった

ら、1年5億円ですけど、この間、副市長と話をしたら、1年せいぜい2億円だと、崩せるのは、そんな話もされていたんです。それぐらいの今状況にあるということを各課と共有しながら進めさせていただきたいというふうに思っています。

ちょっと時間がなくなってきたしまったんですが、今、学校のことをとても心配しています。老朽化の問題です。

今の計画、市の、佐屋小とか、統廃合の後に立田の学校とか何かをすると、もう10年以上先になりますよ。そうなると、前にも一般質問で言いましたが、70年以上の学校の状況になる。この老朽化のコストは盛り込んでいるのか。もうことごとく、これを見ていただければ、小学校のほうですけど、10年たつたら築何年になるのか、どれだけの老朽化になるのか、その予測を立てて対策ができているのか。今、子供たちから聞いていますよ。床がぼこぼことか、それは聞いています。本当にひどい環境の中で勉強しているのが現状であります。

あと、これは小学校ですよ、小学校。黄色いところが10人未満。1番右が1歳の子、今1歳、2歳、3歳、4歳、5歳、6歳。6年後にはこうなる。開治小学校は、全校生徒45人ですよ。

今いろんな事業を進めていらっしゃるのはいいですけれども、このまま学校をいじらずにした場合、この少人数の学校の教育、どんな内容の教育にしていくのか、そこは考えていらっしゃるのでしょうか。コロナでこの5歳の子たちのところはどこもが落ち込んでいますけれども、八開のほうはもう10人未満というところで定着しつつあるわけです。学校のことをちゃんとしないと、引っ越しをしてくる人もいない、不安定ですもの。そのところを、やっぱり少人数の学校のこと、それから老朽化が50年放っておいたらめちゃくちゃ進むこと、そこについてどのような施策を持っていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

現在、教育委員会といたしましては、第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画の各施策の実施について、進捗状況を管理し、進めているところでございます。議会からも、地域の方々に対する丁寧な説明、御意見等を聴取することを求められていることを踏まえ、各施策に取り組んでいるところです。各施策の進捗に影響する事案が生じた場合には、必要に応じて各施策の見直しを考えていく考えを持っております。

八開地区における複式学級につきましては、愛知県の隔年複式解消制度により、令和15年までは単式学級が維持できる見込みとなっております。

少人数学級への対応につきましては、少人数学級に関しては、それぞれメリット・デメリットがございます。児童・生徒一人一人に目が行き届きやすく、子供の実態に即した柔軟な指導が可能になる利点を生かしまして、個々の理解度や学習状況、興味、関心等を把握しながら、個性や能力に応じた指導を実施していきたいと考えております。

また、体育、音楽、図工、生活などの教科におきましては、より多人数での学習が望ましい場合には、発達段階に応じた複数学年での合同授業やＩＣＴの活用、修学旅行や野外教室などの学校行事におきましては、多校で合同で実施することも検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○ 7番（吉川三津子君）

最後ですが、私は今回、基金のことをすごく思いました。学校教育のいろんな施設整備が、市部局のほうのものがかなり優先されて、学校の施設の改修が遅れてはならないと思います。そういった面で、学校環境整備基金など、そうすると、その基金を見ながら教育部局はいろんな整備をしていけばいいと思いますので、そういった学校の環境に関する整備基金を設けるつもりはないか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○市長（日永貴章君）

では、私から御答弁させていただきます。

学校の整備基金については、学校にというか、教育に対するいろいろな施策は考えていこうということで、もう既に検討は始めさせていただいております。

今回のやり取りに若干私の私見を述べさせていただきますけれども、基金についてでございますけれども、個人的な印象で、ちょっと含み損がなければ全ての事業が継続的に行うことができる、含み損がなければ。含み損があるから事業を継続的に行うことができない、縮小されるといった印象の植付けが起こってきているのではないかということで、私は非常に危惧をしております。

含み損の有無に関わらず、基金には当然限りがございます。市の基金は、合併前の旧町村において保有された基金、町村によって基金残高はかなりの差異はありましたけれども、それを基に、その後、合併して増減を繰り返し、現在に至っております。合併後は、国の合併特例自治体に対する財政的な優遇策もあり、合併特例債などを活用しながら各種施策が展開をされてきたということでございます。その期間も、議員各位も御承知のとおり、今年度で終了をされます。現在におきましても、我々市といたしましては、優遇策を延長していただきたいと、コロナもありましたので延長していただきたいという國への要望を続けさせていただいておりますが、本年度限りで終了するということでございます。今後行わなければならぬ事業につきましても、優遇策を活用できたのではないかというような事業もあるというふうに思います。

近年、基金の取崩しによる予算編成が続いておりまして、令和6年度末、前年度末の一般会計の基金残高は約160億円程度でございます。今後も毎年20億円ぐらいの基金の取崩しをしなければならない状況が続きますと、単純に8年後には基金は枯渇することとなります。

各自治体におきましても、いろいろ私も見ておりますけれども、学校も含めまして、大型事業を含め、各事業に対しての一般財源は、基金の活用を第一に考えていない。基金の活用に頼ることなく、年間の全体予算の中において捻出されており、当市においても、基金の活用を第一に考えるのではなく、全体の予算の中で考えていかなければならぬというふうに思っております。

学校の件につきましても、やはり我々としてはもう、議員からもお話をあったように、もう10年以上前からこういった取組を進めさせてきていただきましたが、残念ながら、地元の方々の御理解や、議員からも慎重に進めてほしいという御意見があつて今に至っているということでございますので、やはり今後ともしっかりと議会とは連携をしながら、そういった正しい連

携をしながら、情報共有をしながら進めていくことが肝要かというふうに思っております。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

以上です。

○議長（近藤 武君）

7番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時25分といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位9番の1番・馬渕紀明議員の質問を許します。

馬渕紀明議員。

○1番（馬渕紀明君）

議長のお許しを得たので、令和7年9月議会一般質問を始めます。

2項目について質問させていただきます。

1項目め、財政状況について。

9月議会では、決算を認定する議会でもあります。昨年も質問いたしましたが、今回も財政状況について質問していきます。

住民は、納税者であり、行政サービスの受益者です。自分が住んでいる市の財政状況に対して関心を持つことは、将来にわたって安定的に行政サービスを受けることができるのか、それを可能にする財政状況なのかにあると言えます。市民の皆様に愛西市の財政状況を知るために、確認の意味も含めて質問していきます。

モニターのほうを見てください。

昨年も質問しまして、令和5年度の歳入、これは1人当たりの状況でございます。令和4年度も私も計算して自分でつくりましたけれども、歳入、歳出とそれぞれ、基金の状況とともに表にしてありますけれども、この表に従って質問していきたいと思います。

令和6年度の決算状況でお尋ねしていきます。

一般会計における市民1人当たりの歳入歳出額は幾らなのか。市民1人当たりの基金残高もお願いいたします。そして、一般会計、企業会計、それぞれ市民1人当たりの起債残高をお願いいたします。

次にですが、また表を変えましたけれども、財政力指数と経常収支比率の表になっております。

財政力指数は愛知県内でも低い状況であります、0.616、0.59と下がっている状況でありますし、経常収支比率も年々上がっております。

そこで、令和6年度の財政力指数と経常収支比率をお願いいたします。

2項目めに移ります。

学校施設の整備と充実について。

初めに、小・中学校のバリアフリー化について質問いたします。

これも表をちょっと自分で簡単につくつきましたが、令和3年6月議会において、この件について質問させていただきました。

[「見にくい」の声あり]

ちょっと小さいですね、申し訳ございません。

校舎は、これは校舎になっているんですが、令和7年度末までの目標として、国はいろいろ目標を、全ての学校に整備とかとなっているんですけども、6年度の状況は、パーセンテージですね、74.3とか87、84.7とかですね、スロープの状況とかエレベーターの設置状況とかとなっております。

次に、屋内運動場、いわゆる体育館なんですけれども、これも令和7年末に、目標として、全ての学校にという目標を持っておりますけれども、6年度末の状況としてはこういうような数字で、現在、全国平均ですね。それに伴って、愛西市は、私が質問したときには、バリアフリートイレ、体育館には18校中に1校、スロープは全ての学校ですけれども、昇降口から玄関までは整備されていないということと、エレベーターは体育館にはついていませんという状況がありました。そこで、その後の進捗状況について質問しますが、それぞれ校舎と体育館のバリアフリー化の整備状況をお尋ねいたします。

次に、学校体育館の現状について。

校舎とともに老朽化していく学校の体育館。雨漏りをしていて困っていると市民の方からお聞きしています。

そこで、雨漏りしている体育館の数を教えてください。

次に、小学校体育館への空調設備について。

中学校体育館には、昨年度、空調設備を整備していただきました。大変好評とお聞きしております。しかし、市民の方からは、小学校の体育館にはいつ整備するのか、災害時は大丈夫なのかなど、御意見をお聞きしてきました。

そこで、小学校体育館への空調設備の整備計画はどのようにになっているのか。また、学校の体育館は指定避難所に指定してあるので、防災機能、設備等の強化のために空調設備設置が必要ではないかと思いますが、設置の考えをお尋ねします。

以上一括質問です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○財政課長（堀田 毅君）

私からは、大項目1点目、財政状況について、順次御答弁させていただきます。

まず、市民1人当たりの歳入と歳出はについてです。

令和6年度末の本市総人口6万228人から令和6年度一般会計の歳入歳出に対する1人当たりの額を算出しますと、歳入約49万8,000円、歳出約47万9,000円となります。

続いて、市民1人当たりの基金残高についてです。

令和6年度末の本市総人口から令和6年度末時点の一般会計基金残高に対する1人当たりの額を算出しますと、一般会計基金残高約26万7,000円となります。

続いて、一般会計における市民1人当たりの市債残高についてです。

令和6年度末の本市総人口から令和6年度末時点の一般会計市債残高に対する1人当たりの額を算出しますと、一般会計市債残高約27万円となります。

一旦以上です。

○上下水道部長（山田英穂君）

私からは、企業会計についてお答えいたします。

水道事業会計の市民1人当たりの企業債残高は、対象の給水区域が八開・佐織地区に限定されるため、令和6年度末の給水人口2万5,254人から令和6年度末時点の企業債残高に対する1人当たりの額を算出しますと、約1万8,000円となります。

下水道事業会計の市民1人当たりの企業債残高は、公共下水道事業において、令和6年度末の区域内人口2万4,321人から令和6年度末時点の企業債残高に対する1人当たりの額を算出しますと、約41万3,000円となります。

農業集落排水事業においては、令和6年度末の区域内人口1万3,484人から令和6年度末時点の企業債残高に対する1人当たりの額を算出しますと、約12万4,000円となります。以上です。

○財政課長（堀田毅君）

続いて、令和6年度の財政力指数についてお答えします。

令和6年度決算における財政力指数は0.59となります。

続いて、令和6年度の経常収支比率についてです。

令和6年度決算における経常収支比率は94.9%となります。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目2点目、学校施設の整備と充実についてに係る校舎、体育館のバリアフリー化整備状況について御答弁させていただきます。

小・中学校におけるバリアフリートイレの整備については、校舎は全18校で整備済み、体育館は、小学校で7校、中学校で4校の計11校で整備済みです。

スロープ等による段差解消については、敷地境界から教室等のある各建物の出入口までの外部については、校舎及び体育館ともに全18校で整備済みです。また、建物の出入口から教室等までの内部については、校舎は、小学校で3校、中学校で1校の計4校、体育館は、小学校で2校が整備済みです。

エレベーターについては、中学校校舎で1校整備済みです。

続きまして、雨漏りしている体育館の数についてですが、小学校では、立田南部小学校を除く11校、中学校では、八開中学校を除く5校で報告を受けております。

続きまして、空調設備の整備計画についてですが、令和6年9月現在で武道場を含めた学校体育館等における冷房設備設置率は、全国で18.9%、愛知県では20.6%であり、津島市では全

小・中学校でスポットエアコンを整備、弥富市及びあま市では未整備と伺っております。

現在、中学校体育館に整備した空調の効果を図っているところでもあり、小学校に係る整備計画は作成しておりません。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

引き続き学校施設の整備と充実で、小学校体育館への空調設備設置についての考え方について御答弁をさせていただきます。

避難所での熱中症対策の一つである空調設備の設置に当たっては、その施設の主な機能としての必要性を第一に検討することとしており、避難所としての機能のみをもって検討することは考えておりません。

また、愛西市では、現在45か所の指定避難所を設置しており、その中には小・中学校の校舎や体育館、地区のコミュニティセンターが含まれております。学校校舎の普通教室等には空調設備が既に整備されており、夏の熱中症対策としては、普通教室等の開放が有効と考えます。学校以外においても、空調設備が整っているコミュニティセンターなどを利用して避難所の安全対策に努めていきたいと考えております。以上です。

○1番（馬渥紀明君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

では、再質問をいたします。

財政状況についてからの再質問です。

質問しました令和6年度の決算状況が分かりました。

いろいろと数字を述べられましたけれども、令和5年度とモニターにて比較して、一番最初の歳入歳出ですかね、その一般会計における、増加しているんですけども、その主な要因を教えてください。

○財政課長（堀田 毅君）

まず歳出では、民生費関係で、施設型給付費や就学前教育・保育施設整備事業などにより約12億5,000万円、土木費、農林水産業費で、道の駅周辺整備事業、再整備事業などにより約11億3,000万円、総務費関係で、低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業や低所得世帯支援給付金事業などにより約8億1,000万円、教育費関係では、中学校屋内運動場空調設置工事などにより約1億1,000万円などがそれぞれ増額となっております。

また、歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や就学前教育・保育施設整備交付金などにより約1億4,000万円のほか、交付税で約2億8,000万円、また地方債で約6億8,000万円のそれぞれ増額となっております。以上です。

○1番（馬渥紀明君）

要因が分かりました。

特に歳入のところで、交付金の増額と、あと財源不足のところは財政調整基金を繰り入れていると思いますけれども、令和6年度末の繰入額と市民1人当たりの財政調整基金の残高を教えてください。

○財政課長（堀田 毅君）

まず財政調整基金の繰入額についてですが、令和6年度の財政調整基金については、取崩し額19億7,687万7,000円、積立額8億1,535万6,930円となり、差引き11億6,152万70円が繰入れとなりました。

続いて、市民1人当たりの財政調整基金残高についてです。

令和6年度末の本市総人口で市民1人当たりの額を算出しますと、令和6年度末時点の一般会計基金のうち、財政調整基金残高に対する1人当たりの額は約6万9,000円となります。

○1番（馬渕紀明君）

昨年質問しましたときに、令和元年度末の時点の財政調整基金の1人当たりの残高は約10万1,000円だったんですが、今、表にも載せてありますが、令和4年度は9万2,000円、令和5年度は8万7,000円、そして6年度末になると6万9,000円という、どんどん財政調整基金が減ってきております。歳出のところで、どうしても財源不足になるので、基金を繰り入れるという歳入構造になっておりますけれども、これは3月議会においても財政調整基金が枯渇するのではないかという質問をしましたけれども、明確な答弁はなかったので、今後の持続可能という部分では、ちょっと課題ではないかと思っております。

また、一括質問で、市民1人当たりの歳入額約49万8,000円、これも先ほど言いましたように、市税だけでは、市民税とかでは収まらないところを国の交付金とかで充てて歳入が増加になっているんですけども、この49万8,000円には地方交付税や今お話しした国・県の支出金が含まれているので、市民1人当たりの市税による歳入額とその内訳をお尋ねいたします。

○財政課長（堀田 毅君）

令和6年度末の本市総人口から令和6年度一般会計の歳入のうち、市税に対する1人当たりの額を算出しますと、約12万9,000円となります。

その内訳についてですが、個人市民税約5万1,000円、法人市民税約5,000円、固定資産税約6万4,000円、軽自動車税約3,000円、市たばこ税約5,000円となります。以上です。

○1番（馬渕紀明君）

今、答弁を聞きますと、やはり令和5年度と比較しても、今の市民の1人当たり12万9,000円は変わりませんし、それぞれの法人市民税、個人市民税、それから固定資産税等ですね、あまり変化がないということが分かりましたけれども、では、近隣市と比較したいので、近隣市の1人当たりの財政調整基金残高と今の税収の内訳をお願いいたします。

○財政課長（堀田 毅君）

近隣の津島市、弥富市、あま市について、総務省で公開されている令和5年度の数値に対する各年度の1月1日の各市人口1人当たりでの額で順次申し上げます。

まず、津島市からお願いします。

財政調整基金約7万8,000円、個人市民税約5万7,000円、法人市民税約8,000円、固定資産税約6万4,000円、軽自動車税約3,000円、たばこ税約7,000円。

続いて、弥富市についてです。

財政調整基金約4万6,000円、個人市民税約6万1,000円、法人市民税約1万円、固定資産税約12万4,000円、軽自動車税約3,000円、たばこ税約8,000円。

続いて、あま市です。

財政調整基金約5万円、個人市民税約5万7,000円、法人市民税約6,000円、固定資産税約5万9,000円、軽自動車税約2,000円、たばこ税約6,000円となります。以上となります。

○1番（馬渓紀明君）

近隣市の状況が分かりました。

特に大きなというと、法人市民税が少し、他の自治体、近隣市と比べるとちょっと低いのかなと思いますけれども、さほど、ただ、弥富市が少し、財政力指数もあるので、それなりの税収、法人市民税ですかね、固定資産税も少し多いのかなあ、倍近く、1人当たりですけれどもね、多く感じられます。

では、歳出のほうですけれども、支出が法令などで義務づけられている経費、義務的経費というんですけれども、主に人件費、扶助費、公債費が、ここずっと歳出の約2分の1を占める構成比が続いております。

愛西市の令和6年度における義務的経費と投資的経費の市民1人当たりの額は幾らかお尋ねいたします。

○財政課長（堀田毅君）

令和6年度末の本市総人口で1人当たりの額を算出しますと、令和6年度の義務的経費は約22万3,000円、令和6年度の投資的経費は約6万2,000円となります。以上でございます。

○1番（馬渓紀明君）

義務的経費、よく予算とかでいろいろ説明があるときに扶助費の増加がとかというお話が出ますが、やはり義務的経費も年々上がってきているというのがよく分かりました。

それでは、その義務的経費が多くなると、やはり自由に使えるお金が少なくなるということで、その数字、比率を表す経常収支比率ですね、一括質問で聞きましたけど、今の表に出しましたけれども、これは令和3年、4年、5年度の愛西市、津島市、弥富市、あま市の経常収支比率です。

どこの自治体も年々上がるんですが、特に愛西市も6年度は94.9%というお話も先ほどありました。

そこで、この高くなっていることについての市の分析、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○財政課長（堀田毅君）

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、経常収支比率が高くなると、財政運営は硬直化することとなります。本市の経常収支比率は上昇傾向にあることから、このままでは市の裁量による施策、事業が困難となるおそれがあります。

近隣の津島市、弥富市、あま市及び本市において、令和3年度、80%台であった経常収支比率は、令和5年度、全て90%台に上昇するなど、財政の硬直化は本市のみの問題ではないと捉

えておりますが、経常経費の大幅な増加を抑制する取組が必要だと考えているところでございます。以上です。

○1番（馬渓紀明君）

以前からこの経常収支比率の改善というのは、私は求めてきたということですね。やはりこの財源、財政状況の中、いろいろ工夫して、歳出の見直し、公共施設の問題も示させていただきましたけれども、やはりちょっと進んでいないのかなという、それがやっぱりこういう数字に表れていると思っております。

では、この改善に向けて、具体的にどのように取り組んできたのか。また、今後どのように取り組むのか教えてください。

○財政課長（堀田 毅君）

近年、経常一般財源となる税収等が横ばいとなっている中、扶助費等の経常経費が増加傾向にあることが主な要因となっております。

改善の取組については、企業誘致による固定資産税の增收等による歳入増や、事業検証等により経常経費の増加を抑制する取組を進めてまいりました。

今後も、さらなる自主財源の確保や歳入に見合った歳出となるよう、事業検証の徹底を図り、財政のスリム化を進めていく考えでございます。以上です。

○1番（馬渓紀明君）

事務事業の検証とか、もちろん自主財源確保のためには、企業誘致、今も、これからも進めていますけれども、すぐ効果になかなか出にくいかなあと思っていますけれども、それでもやっぱり進めていかないといけないとは思いますし、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

私は、やっぱり歳出ですね、出していくほうの、義務的経費が上がっているというところもそうですし、今、経常経費の増加を抑制する取組を進めてきたという答弁があったんですが、では、この事務事業の見直しによる効果額は幾らあったのか教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

第3次行政改革大綱より、令和3年度を基準に、令和4年度から令和6年度までの個別取組事項の効果額でお答えさせていただきます。

物価高騰や人件費の上昇を受け、効果額は185万6,000円となります。以上です。

○1番（馬渓紀明君）

今、185万6,000円という答弁でしたけれども、もうちょっと聞きますね。

令和3年度を基準に、第3次行政改革大綱から、この効果額というのは3年という考え方ですか、ちょっともう一度、確認をお願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

3年となっております。以上です。

○1番（馬渓紀明君）

これは前、行政改革のところで質問をさせていただきました。第2次のときは、効果額、4

年間で約4億円という答弁があったんですね。1年間で平均すれば約1億円ということで、今、3年間ということで185万6,000円ということは、年平均でいえば約60万円、そのぐらいの見直しの効果ということになりますけれども、ちょっと効果額としては表れていないと思いますけれども、その理由というか、なぜこのぐらいの額になっているか教えてください。

○企画政策部長（西川 稔君）

要因としましては、近年の急速な物価高騰や人件費上昇を受け、主に庁舎等の維持管理費の増加や外郭団体への補助を含む補助金の増加がマイナス要因と考えられます。

また、プラスの要因については、主に公共財産売却、ふるさと応援寄附金となっております。以上です。

○1番（馬渓紀明君）

ここまで質問してきた中で感じ取れるのは、歳入はやはりなかなか厳しい状況だと思います。市税だけでいえば、先ほどもお話ししましたけれども、法人税、個人市民税、たばこ税、軽自動車税等はなかなか変化が起きません。そうすると、今、答弁にもありましたけれども、歳出のスリム化、私も以前からお話しさせていただいているが、歳出縮減に向けて積極的にこれから取り組んでいただきたいと思いますけれども、どのように取り組むのかお尋ねいたします。

○財政課長（堀田 毅君）

国・県の予算編成等の情報収集に努め、その動向を把握し、事業充当される財源状況などを的確に把握し、積極的な財源の獲得に努めるとともに、歳出における事務事業の見直しを徹底するよう全庁的に指示をしております。

次年度予算編成に向けては、他自治体の取組状況も参考にしながら、内部管理事務等の見直し、特に身近な委託料などの経費から徹底的に洗い出しを進めるなどし、財政部局で精査、庁内組織であります財政改革検討委員会において審議の流れで進めていく考えでございます。以上です。

○1番（馬渓紀明君）

効果額のところで、物価高騰、人件費の高騰とこえらいですけれども、ここ最近、近年はもう分かっていることで、なかなか読みづらい部分はあると思いますけれども、今、全庁的に指示があったとお話ししましたけれども、市長はどうなんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

御承知のとおり、これだけ急激に物価や人件費が高騰しているということで、我々としてもいろいろな行政改革を進めておりますけれども、やはりその削減よりも上回るような人件費、物価が上がっているということで、非常に苦労、苦慮しております。しかしながら、気づかないところでまだまだスリム化できる部分もあるというふうに思っておりますので、我々としては、しっかりととしたそういう取組を進めていかなければならないというふうに思っております。議員の皆様方におかれましても、こういったところを見直したらどうかということがございましたら、ぜひ担当部局にそういう提案をしていただけすると非常にありがたいという

ふうに思っております。

我々としては、しっかりと財政状況を見ながら取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○1番（馬渕紀明君）

やっぱり気づかないところというところが間々あるとは思いますけれども、やはりこれから、全序的に指示してあるということですし、来年度予算についても、しっかりとその辺りは反映されてくるとは思っております。

いずれにしましても、持続可能な財政運営という観点で、単年度だけではなくて、中長的、複合的な視野で弾力性のある財政構造の実現、また経常収支比率の改善に向け、さらなる事務事業の見直しや行政改革、公共施設の再編、公債費の削減など、経常的な支出削減に努めていただきたいと思います。

私たち議員も、議会も同様の責務があると考えていますので、そのように努めていきたいと思っております。

では、2項目めに移ります。

学校施設の整備と充実についての再質問ですが、バリアフリー化のところですね、令和3年6月からは徐々に進んできているなというふうに感じましたけれども、私が気になるのは、やはり体育館のところですね、体育館のトイレのところ、バリアフリートイレも18校中11校ということで、あと7校ということですけれども、まだ未整備のところはあるんですけれどもね。

そこで、このバリアフリー化について、児童・生徒や保護者、教職員の方々からの御意見は届いていないのか。また、現在、適正規模、老朽化対策も進められていますが、今後、学校のバリアフリー化はどのように進めていくのかお尋ねいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

施設のバリアフリー化に関する要望についてですが、児童・生徒や保護者からの要望は、直接教育委員会に届いてはおりません。小・中学校長代表及び教頭代表からは、学校施設のバリアフリー化に係る取組について御意見をいただいてはおります。

続きまして、バリアフリー化に向けた取組についてですが、学校施設のバリアフリー化は、障害のある児童・生徒が支障なく、安心して学校生活を送るために進めていかなければならぬ事業であると認識しております。バリアフリー化が必要な児童・生徒の入学に合わせて、児童・生徒と保護者、教員と一緒に学校内を実際に見て回り、入学に合わせて必要な整備を行ってまいります。

また、第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画において具体的な施策として取り組む学校につきましては、計画的に取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○1番（馬渕紀明君）

バリアフリー化について今答弁がありましたけれども、児童・生徒、職員の方から、保護者の方からは聞いていないという話ですけれども、先生方の御意見、また様々なこれから御意見

が届くと思います。それとともに計画的に取り組んでいただくことをお願いいたします。

次に、学校の体育館の雨漏りです。

これは、今、永和中学校のところがかなりひどいというお話は各議員の方からも質問が出ていますし、今後どうしていくか今検討しているというお話も理解しておりますけれども、他の学校も、市全体でいえば16校、小・中学校合わせると、かなり多いと感じています。

では、やはりこの老朽化対策、今かなり学校に対して、非常に難しい時期ではあると思いますけれども、現在どのような対策を講じているのか。また、体育館の老朽化対策をどのように考えているのかお尋ねします。

○教育部長（佐藤博之君）

体育館の雨漏りへの対策についてですが、雨漏りの原因を調査し、原因が特定できた箇所から随時修繕を行っております。原因が特定できず、早急に修繕できない場合には、雨漏りをしている箇所を避けて使用していただいている状況でございます。

続きまして、体育館の老朽化対策についてですが、令和3年度に愛西市小中学校施設老朽化対策検討委員会からいただいた提言書では、体育館を校舎と一体的に評価していただいております。基本的には、校舎の老朽化対策に合わせて、体育館やプールなど、他の学校施設も同様に検討していきます。

なお、通常の使用に支障が生じ、修繕等で対応することが困難な場合には、校舎とは別に老朽化対策を検討する必要があると考えております。以上でございます。

○1番（馬渕紀明君）

現状の対策は、もちろん修繕していただきたいと思いますし、今後の考え方というのも今の答弁で理解はします。

一番この学校の体育館、一番ではないですね、ここ最近、やっぱり雨漏りのところは多く聞いてきたんですけども、やはり在校生がいる保護者の方、また児童・生徒からは、卒業式を含んだ学校行事がとても心配されていました。

確かに修繕で対策したりとか、避けて使用するというのも一つかもしれません、やはり老朽化は時間とともに避けられないことです。

そこで、体育館を使用する学校行事、今の卒業式も含めてですけれども、市の公共施設を使用することはできるのか確認させてください。

○教育部長（佐藤博之君）

雨漏りに加え、天井の壁の剥落や床下の剥離など、適切な使用に支障が生じる場合には、垣見鉄工アリーナをはじめとする学校・文化・スポーツ施設の使用について、学校と連携、協議してまいります。以上でございます。

○1番（馬渕紀明君）

学校と連携して協議するというお話ですが、難しいですね、本来は自分たちの思い出の、6年間通った、3年間通った、そこの学校で卒業式等を迎えることが一番だと思います。そういう一生の思い出の一つになるわけですから、今、学校と連携、協議というお話もありますが、

子供たちと保護者たちの理解が得られるように努めていただきたいと思います。

では、この体育館のところですね、学校教育環境の充実というところで、最後のところの質問に入りますが、小学校の体育館への空調設備、今議会の一般質問で各議員から求められているところではありますが、私からもいろんな視点を持って話をするんですが、一括質問で整備計画はないという答弁がありました。本来は、計画をつくって、もう16か所、小学校は何か所でしたかね、答弁がありましたけれども、やはりどこが、優先度をつけてやっていくというのが一番いいのではないかと思いますけれども、昨年度は、やっぱり中学校に、体育館のほうに空調設備を整備しましたけれども、どのような効果があるのか、あったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育部長（佐藤博之君）

体育館内の温度の変化について、メーカーによる効果測定を8月8日に八開中学校、8月19日に佐屋中学校で実施し、現在は効果測定結果に係る報告書の提出を待っている状況です。

教育委員会といたしましては、報告書の提出後に、効果測定結果の分析、エアコン設置に伴う体育館の利活用状況の変化、事業実施時における生徒や教員への影響などを検証してまいります。

なお、整備した学校からは、生徒や教員から好評を得ているとの報告を受けております。以上でございます。

○1番（馬渕紀明君）

私も好評という声は聞いていますし、やはり使用されている生徒や職員の方からもそういうお話があるということです。なので、やっぱり小学校、ぜひ計画を持ってつくっていただきたいという、これは多分今ここにいる議員の皆さんも一緒の考えだと思います。多分当局も理解はしていると思います。なかなか財源の問題、また今進められています統廃合等、老朽化対策ですか、それに含めて、いろいろな施設の老朽化を含めて総合的に考えていくことが必要であります、やはり私は、学校の体育館というのは避難所にも指定されているわけで、こういう暑い、今年も暑かったんですが、夏場、避難所として指定できるのかちょっと不安なところがありますが、質問するのは、この冷房設備がない体育館を避難所として開設することができるのか、またその判断基準があるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

災害の時期や状況、避難者数の状況に応じて、空調設備がない小学校体育館を避難所として開設する必要があります。また、各指定避難所の開設については、明確な判断基準はありませんが、災害の時期や状況、避難者数等に応じて開設の判断を行っていきます。

なお、指定避難所となる学校施設は、平時において教育委員会と連携を図り、指定避難所の熱中症対策に努めていきたいと考えております。以上です。

○1番（馬渕紀明君）

判断基準はないが、災害の時期の状況を見て判断するという答弁ですけれども、一括質問の答弁でしたが、学校の校舎の普通教室に空調が整備されており、避難所として普通教室

の開放が有効とありました。それは冷房施設、空調設備がついているところを使用していくというのではなく、こういう暑い時期は必然ではないかと思いますけれども、指定避難所というのは想定収容人数が決められています。小学校の体育館の想定収容人数は、全て合わせると約3,000人。校舎にも当然想定収容人数が算出されています。災害の時期等によっては、想定の人数が避難できない場合も考えられますし、学校の校舎、体育館を含む全ての避難所が開設できるかは災害の時期や状況で変わります。

小学校の体育館への空調設備は、学校施設としての機能はもちろん、避難所としての機能を有しています。現在は、先ほど整備計画はないというお話をしたけれども、バリアフリー化は計画的に取り組むと答弁していただきました。ぜひ学校体育館への空調設備も計画的に整備していただきたいですが、どうでしょうか。

○教育部長（佐藤博之君）

子供たちにとって安全・安心な教育環境を整えるために、中学校に空調設備の整備を進めたほか、小・中学校のバリアフリー化や照明のLED化に取り組んでいるところでございます。

教育事業に係る取組は、教育委員会において、事業の緊急性や必要性、業務量等を総合的に勘案して優先順位をつけさせていただいております。現時点におきましては、永和中学校体育館をはじめ、佐屋小学校、その他の小・中学校施設の老朽化対策や小中学校規模等適正化を重点事業として取り組むことを考えておりますため、小学校体育館に空調設備を整備する計画は立てておりません。

なお、令和7年8月7日に総理大臣官邸で熱中症対策推進会議が開催され、今後、各省庁において空調設備に係る支援の充実が期待されることから、その動向を注視してまいります。以上でございます。

○1番（馬渕紀明君）

ということで、私からもお願ひしかありませんが、できる限り、いろんな日常時、非常時と体育館というのは使うわけです。いろんな視点を持って、これから学校教育課、危機管理課と連携して、またほかの課もいろいろ連携しながら、学校の体育館に空調を設置していただくように、連携をしてお話を、協議していただきたいと思います。

ここまで、学校施設の整備と充実について質問させていただきました。今日御指摘させていただきましたバリアフリートイレの充実、雨漏りの対策、そして今お話しさせていただきました体育館への空調、そして適正規模等、老朽化対策が進められている中、また厳しい財政状況の中ですが、子供たちの安心・安全な教育環境、また災害時の環境改善の必要性についても、先ほど答弁があったように、各課と連携を図り、計画的に進めていただくことを強く求めます。

また、学校は本来教育施設であることから、教育活動の早期の再開等も見据え、災害時に避難場所として開放する部分と、それ以外の部分を区別していくことが重要と考えます。こうした計画を災害時学校利用計画といいますが、この計画の作成も考えていただきたいです。

最後に、近年、不用額というのがありますが、愛西市は10億円以上あります。行財政改革を

進め、必要な財源を生み出し、計画的に進めていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

1番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の10番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎誠子議員。

○10番（石崎誠子君）

発言の許可をいただきましたので、3つの項目について一般質問をいたします。

大項目1. 持続可能な愛西市から質問いたします。

市民の暮らしを守ることは自治体の最も大切な責務です。中でも、子供たちの安全と学びの環境を守る事業、例えば佐屋小学校校舎や永和中学校体育館をはじめとした学校施設の老朽化対策、避難所に指定されている小学校体育館へのエアコン設置などは優先的に取り組むべき課題であります。また、市民の足となる公共交通の構築など、市民の利便性向上に向けた事業も、停滞させることなく、前に進めていただきたい。しかし、現状では、これらが財源不足により先送りされる状況になってはいないでしょうか。

現状、多額の基金が長期国債に固定され、しかも含み損を抱えているとなると、本当に必要な財源が使いにくくなる可能性があり、公共事業や福祉、災害対応で機動的に使える手元資金は減ります。

そこで、お伺いいたします。

愛西市は、今後、どのような財政計画の下で財政運営を行っていくのでしょうか。

他自治体では中長期の財政計画を公表していますが、愛西市のホームページには財政計画が見当たりませんでした。財政課、会計室、経営企画課が連携し、中長期の収支や基金の見通しを示した財政計画は策定されているのか。未策定であれば、予算編成の前提として10年程度の長期財政計画を常備し、毎年見直し、公表すべきと考えますが、市の取組状況をお伺いいたします。

次に、令和7年度末時点における基金と普通預金、定期預金の残高見込みをお聞かせください。また、市が保有する有価証券について、最短では、いつ、どの程度の金額の債券が満期を迎えるのでしょうか。今後10年間の満期スケジュールと金額を伺います。

これらの数字については、さきの6月議会においても他の議員から質問がありましたが、確認のため、改めてお伺いさせていただきます。

次に、大項目2. 移動手段の充実について質問いたします。

愛西市の財政状況は大変厳しい状況にあります。だからこそ、限られた財源を効率的に使うこと、そして国の支援制度を最大限活用することが今まさに求められております。

持続可能なまちづくりを進めるためには人口を減少させないことが重要であり、市民の方々に住み続けたい、そして市外の方々に住んでみたいと思っていただけるよう、条件を整えていくことが必要です。たとえ財政難であっても、交通の利便性のよさを追求することは先送りせず、今進めるべき事案であります。誰もが暮らしやすいまちとするために、限られた予算の中で市民の移動の足をどう確保し、どう充実させていくのか、今、市政に問われています。

そこで私は、現在市が行っている福祉サービスや巡回バスなどの移動支援を整理、統合し、効率的に運営することでコストを抑え、その分をデマンド交通など新たな施策に振り向け、市民の満足度を高める必要があると考えます。

国は、交通空白地解消のための予算を増額し、3年間の緊急対策期間を設けて自治体を支援しています。国の支援を受けられる今こそ、早急に検討を進めるべきであります。

そこで今回は、市の公共交通に関する取組の進捗や方針を伺ってまいります。

まず、巡回バスについてお伺いいたします。

時刻表改定から約5か月が経過しましたが、利用状況はいかがでしょうか。利用者からはどのような声が寄せられているのでしょうか。

次に、今年度が8年間の計画の最終年度となる第2次愛西市総合計画では、市民の行動範囲は市外にも広がっており、広域的な対応が求められる。また、通勤、通学に利用できる駅までの交通手段が少ないなどの課題が示されておりますが、例えば要望の多い弥富市のイオンビッグや津島駅への乗り入れについて、これまでどのように検討し、どのようなアクションを行ってきたのか、具体的な協議経過を伺います。

最後に、市全体の公共交通の在り方や新たな交通手段の検討について伺います。

実際に、庁内検討会の開催や外部有識者への相談、地域との話し合いなど、これまで具体的に、いつ、誰と、どのような協議を行ってきたのか、その経過と内容をお示しください。

大項目3. 永和駅の安全対策について質問いたします。

市民生活に身近な交通拠点である鉄道駅の安全性や利便性は、まちづくりの基盤であります。愛西市には鉄道駅が8駅あり、中でも名鉄藤浪駅と勝幡駅の2駅には駅前ロータリーが整備されており、利用者にとって利便性の高い環境が整っております。

では、モニターを御覧いただきたいと思います。

こちらは、JR永和駅の駅舎正面の写真であります。

ロータリーは整備されておらず、しかしながら、約15分で名古屋駅まで行けることもあります。通勤、通学で利用する方は多く、特に朝夕の時間帯には歩行者や自転車、送迎の車などが集中し、私も危険な場面を何度も目撃しております。

この永和駅には、西側、東側にそれぞれ駐輪場があります。駅舎に向かって左側には遊具のある公園や広場があり、その通路を挟んだ向かい側に駐輪場があります。その一方、右側にも駐輪場やコインパーキングが整備されております。ただし、いずれの駐輪場も改札口からは少

し距離があります。そのため、左側通路には放置自転車が通路を塞ぐように何台も止められ、また右側の通路にも放置自転車や原付が重なるように並んでいる状況です。

今からちょっとお写真を。これが西側ですね。今、この通路があって、その奥のほうに駐輪場がある状況になっています。通路にもうせり出してきているような状況で自転車が止められています。

こちらが、ちょうど今の反対から写した写真で、ここからだと改札のある駅舎がすぐ近くにあります。

そして、これも一緒ですね、西側の、このような状況で並んでおります。

また、その東側は、駅舎のすぐ近くにバイクや原付や自転車がこのように止められている状況になっております。

利用者からは、送迎の車が不規則に止まる中、止めてある原付にぶつかりそうになった。このままでは危ない。改札に向かう途中で自転車に体がぶつかった。駅前の景観もよくないといった声が寄せられています。

そこで、お伺いいたします。

市内にある8つの駅のうち、永和駅のように放置自転車が目立つ駅はほかにもあるのか。また、永和駅と他の駅を比べて、放置自転車の状況に差が出ている要因を市はどのように分析しているのでしょうか。

以上を一括質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○財政課長（堀田 毅君）

私からは、大項目1点目、持続可能な愛西市について、まず財政計画の策定について御答弁させていただきます。

第2次総合計画の中で、計画期間中に当たる8年間の財政計画を示しております。また、中期に当たる3年分については、総合計画実施計画書の中で、毎年度ローリングによる見直しを行っております。

現在、第3次総合計画を策定中であり、財政計画も併せて作成を進めているところでございます。

財政計画については、これまでの決算状況、今後の事業見込みなどから作成いたしますが、基金、特に財政調整基金残高は減少を続けていること、市債残高は近年大きく変動していないこと、近隣市においても例外なく扶助費が増嵩していることなども考慮することとしています。

続いて、令和7年度末時点における基金残高について、財政調整基金、基金全体について御答弁させていただきます。

本定例会で上程しております9月補正までの予算上の残高といたしまして、財政調整基金約22億5,000万円、基金全体では約141億9,000万円となります。

私からは以上です。

○会計室室長補佐（加藤ゆか君）

それでは続きまして、令和7年7月末現在の基金残高、普通・定期預金残高について答弁さ

せていただきます。

令和7年7月末現在の基金総額は約171億円です。

内訳は、債券約125億円、普通預金約27億円、定期預金約19億円です。

続きまして、質問の市が保有する有価証券について、最短ではいつ、どの程度の金額が満期を迎えるのか。また、今後10年間の満期スケジュールと金額の見通しについてです。

年度末までの数字で回答をさせていただきます。

最短で満期償還を迎える有価証券は、令和8年度に2銘柄2億円です。

令和8年度から令和17年度までの10年間で満期償還を迎える有価証券は、令和8年度2銘柄2億円、令和9年度1銘柄1億円、令和10年度1銘柄1億円、令和13年度4銘柄4億円、令和14年度2銘柄2億円、令和17年度5銘柄5億円です。以上です。

○総務課長（伊藤靖幸君）

私からは、大項目2点目、移動手段の充実について答弁させていただきます。

まず、巡回バスの改定後の利用状況と市民から寄せられている声についてお答えいたします。

令和7年4月から改定した巡回バス時刻表の内容は、立田ルートでは、始発で佐織庁舎を出発し、直接市役所まで行く便、最終便で市役所を出発し、直接佐織庁舎まで行く便、また八開ルートでは、始発で市役所を出発し、直接佐織庁舎まで行く便、最終便で佐織庁舎を出発し、直接市役所まで行く便を設けることで、市役所と佐織庁舎を結ぶ直行便を増便しました。佐織北ルートでは、始発に佐織庁舎から直接津島市民病院へ向かう1便を追加しました。

次に、バス停の増設として、佐屋地区へ新たに3か所設置いたしました。

改定したルート及び増設したバス停の4月から7月までの利用実績については343人となっており、全体の利用者数としては、前年度の同時期と比較して2,420人増加しています。

利用者からの声としては、感謝の声もある中、今回の改定の対象外となった日曜日の運行や運行時間の延長などに関する御意見をいただいております。

続きまして、2点目の広域的な対応、どのような具体的なアクションや協議を行ってきたのかについてお答えさせていただきます。

現在は、第2次愛西市総合計画に示された課題について、事業の評価分析を進めていく段階ではありますが、広域的な対応や駅までの交通手段については、これまで津島駅への乗り入れについて、過去に名古屋鉄道株式会社との調整等を行った経緯はありますが、乗り入れまでには至りませんでした。

通勤、通学の手段については、早朝と夜間の運行が望ましいと考えられますが、市内を巡回するバスでは、時間的調整などから、具体的な対策として実施するまでには至っておりません。

続きまして、公共交通の構築について、どのような協議を行ってきたのかについて答弁させていただきます。

令和6年11月、令和7年2月、6月に、総務課をはじめ、高齢福祉課、社会福祉課、産業振興課、都市計画課、市民協働課、経営企画課の課長級が、各課で展開している移動手段に関する事業の概要と現状の利用、課題などの意見交換を行っているところです。また、他市の事例

についての情報収集も行っていますが、地域の方などの御意見を伺う機会までは設けておりません。

私からは以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目3点目の永和駅の安全対策に係る放置自転車について御答弁をさせていただきます。

放置自転車とは、駐輪場など許可された場所以外に駐輪し、持ち主がすぐに移動できない状態の自転車をいい、永和駅以外で放置自転車が目立つ駅はありません。

駐輪場以外の場所に駐輪されている方の意識としては、時間の短縮をはじめ、少しの間なら大丈夫だろうという軽い気持ちや、自分以外にも止めている人がいるといった理由で駐輪をしていると考えられます。

永和駅で駐輪場以外の場所へ駐輪が目立つ原因として、駐輪場から駅までの距離があること、通路幅が3.2メートルほどあり、自転車を止めても歩行者が通ることが可能であること、駅が愛西市だけでなく、津島市などに近接しており、駅利用者が多いことなども放置駐輪の要因ではないかと考えております。以上です。

○10番（石崎誠子君）

それぞれ御答弁いただき、ありがとうございます。

それでは、大項目3. 永和駅の安全対策から再質問いたします。

先ほどの御答弁にもありましたけれども、永和駅は駐輪場から改札口まで距離があるため、限られた電車に乗り遅れないよう、少しでも改札の近くに止めたいという心理があると思われます。それに加えて、駅前整備が十分でないことが放置自転車をより誘発している要因ではないでしょうか。実際に駅に向かって左側のフェンス沿いには自転車が乱雑に止められ、今、写真がありますけれども、通路が狭まり、歩行者が接触する事故も起きています。このままの状況では、ますます自転車が増える可能性や二次被害拡大のおそれもあり、地域住民や利用者からは、具体的な安全対策を早急にと、その声が高まっております。

改札に向かって左側の通路部分は、市の土地であることを確認しております。市は、土地の所有者として、適正な駐輪場への誘導をどのように進めていくのでしょうか。8月に駐輪禁止の看板を設置されたようですが、今、こちらの写真にもあります。このように駐輪禁止の看板を設置していただきましたが、依然として看板前にも自転車が多く止められており、改善には至っておりません。

駐輪場が不足しているのであれば拡張が必要ですし、佐屋駅のように白線で歩行スペースと駐輪スペースを分ければ、安全性も高まり、管理もしやすくなると思います。フェンス沿いに白線を引いて通路と駐輪可能スペースをきっちり分けるなど、対応することはできないのでしょうか。

さらに、改札向かって右側のJR用地にも自転車や原付などが放置されている状況があり、送迎の車や歩行者の通行を妨げているようですが、JRと連携して対策を講じていただくこと

はできないのか、市の見解を伺います。

○企画政策部長（西川 稔君）

永和駅には駅改札口の東西に駐輪場があり、令和6年11月に愛知県都市・交通局が実施した令和6年度駅周辺における放置自転車等の実態調査及び自転車等駐車対策関係条例の制定状況等に関する調査において、東西合わせて駐輪場の収容台数520台に対して、自転車駐輪台数323台、原動機付自転車駐輪台数22台で、利用率は66.3%となっております。残りの駐輪可能台数は175台で、十分自転車等を止めることができると考えます。駐輪場を拡大する考えはありません。

駅改札口向かって左側の通路については、通路幅が3.2メートルほどで、自転車スペースを設けた場合、歩行者や自転車利用者の通路スペースが狭くなり、擦れ違い時に接触するなどの危険があるため、通路に白線を引き、通路と駐輪スペースを分けることは考えておりません。

駅改札口に向かって右側で放置自転車が多い駅改札口周辺の敷地は東海旅客鉄道株式会社が所有しているため、同社に連絡し、改善を求めてまいります。以上です。

○10番（石崎誠子君）

数字の上では駐輪場に余裕があるので、駐輪場の拡張や白線の対応もされないとのことですが、実際に通路にせり出した放置自転車により接触事故も発生しており、安全確保は喫緊の課題であります。

先ほども申し上げましたが、今、こちらの写真にもありますように、現状は中央まで自転車がせり出してきている状況もあり、例えば今、このようにフェンス沿いに白線を引いて、このように、ちょっとこの辺りも斜めに止められているものもあるんですけども、そうすれば通路幅を確保でき、改善につながるのではないかでしょうか。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目は、市としては、当面の安全対策として、駐輪を禁止する対策を優先するのか、あるいは中長期的な視点で、ロータリー整備なども含めた駐輪場の再配置など、抜本的な改善を検討していくのか、市の方針をお聞かせください。

そして2点目は、駅が津島市にも近接していることから、利用者が多い現状を踏まえ、近隣市とも協議して対策を進めるお考えはあるのかお聞かせください。

○企画政策部長（西川 稔君）

1点目については、駐輪場以外のスペースに自転車を止めることのないよう、看板の設置や駐輪の防止策の検討を進め、安全対策に努めていきたいと考えております。

2点目につきましては、駐輪場利用者の約7割の方は適切な駐輪を心がけていただいているので、放置駐輪される3割の利用者へ、適切な駐輪をしていただくよう、啓発と他自治体の対策を研究してまいりたいと考えております。以上です。

○10番（石崎誠子君）

看板の設置に取り組むような回答でしたけれども、8月に設置した看板の効果もあまり出ていないようなので、答弁されたように、別の対策の検討とかを進めていただくとともに、他の自治体との協議についてもぜひ協議していただいて、改善につながるように併せてお願ひをい

いたします。

永和駅につきましては、10年以上にわたり、地元議員や会派などから整備要望が出されておりますが、いまだ実現していません。他の駅と比べ、永和駅は駐輪場から改札、ホームまで距離があり、駅前整備も不十分です。藤浪駅や富吉駅では、同じようにホームまで比較的距離があると感じますが、駅前が整備されているため、自転車の放置がしにくい環境となっています。

永和駅は、駐輪禁止の看板を設置するだけでは改善は難しいと考えます。今できることとして、駅に向かって左側の通路のフェンス沿いを整地して、自転車を斜めに止められるよう白線を引くなど、現実的な改善策を早急に検討していただきたい。また、場当たり的な対応に終始するのではなく、将来を見据えた抜本的な改善が必要です。財政状況を考えれば、すぐにロータリーや駐輪場の再配置は難しいかもしれません。しかし、将来的には、必ず整備に向けた検討を行うことを第3次総合計画に明記していただくことを要望いたします。

永和駅の安全対策は、市民の安心・安全を守り、地域の景観や利便性を高める重要な課題であります。この永和駅は、冒頭にも申し上げましたが、名古屋駅から約15分という便利な駅です。ぜひ早期の対策と中長期的な整備の具体化を強く求めて、次の質問に移ります。

次に、大項目1. 持続可能な愛西市の再質問をいたします。

先ほどの一括質問の御答弁で、基金総額171億円のうち、125億円が債券で、46億円が普通預金、定期預金であり、そして今後10年間では債券125億円のうち15億円だけが現金化できることを確認させていただきました。

そこで、お伺いいたします。

近年は基金の取崩しを前提とした予算編成が続いているが、このような状況の中、次年度以降も基金を取り崩した予算編成ができるのか。また、令和8年度は、どの程度の予算の縮減が必要になるのか、具体的な金額をお伺いいたします。

○財政課長（堀田 毅君）

近年の扶助費などの義務的経費の増加に加え、人件費や物価高騰の影響もあり、財政の弾力性を示す経常収支比率は緩やかに上昇しております。今年度も、歳出に対する歳入不足分について、基金を取り崩して賄っており、令和6年度決算では、一般会計における基金総額は約13億6,000万円の減となりました。

将来に向け、持続可能な本市とするためには、歳入に見合った歳出規模とすることは不可欠でございます。令和6年度決算の結果を踏まえ、今年度の財政状況について見通しを確認する一方で、令和8年度の予算規模については、現在検証中であり、基金の取崩しに頼らない予算編成に向け、慎重に進めている状況でございます。以上です。

○10番（石崎誠子君）

縮減が必要な予算規模について明確なお答えはませんでしたが、歳入に見合った歳出規模とするならば、これまで取り崩していた基金の金額分は縮減が必要となるのではと思います。そうなりますと、市民生活に与える影響は大きいと言わざるを得ない状況であります。

さきの会派代表質問に対して、市長は、時には厳しい決断も必要と答弁されておりましたが、

厳しい決断ということは、今後、福祉をはじめとする市民生活に直結するサービスが大幅に削減されたり、市民の負担がますます増える可能性があるということなのでしょうか。今後、愛西市民の暮らしは守られるのか、この点について明確な答弁を求めます。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

基金に頼っている財政状況であれば、いずれ、含み損があるがなかろうが、基金は枯渇いたします。今のペースでいきますと、先ほど吉川議員にもお話ししましたが、8年ほどで基金は枯渇するということでございます。このような運営をしていけば、当然市としては立ち行かなくなるということでございますので、抜本的な見直しをするのは当然であると思いますし、議員各位も危機感を持っていただかなければならぬというふうに思っております。

各種事業につきましては、他自治体の状況を見ておりますと、やはり基金に頼らない、その年度でしっかりと予算編成をしている自治体も多くございますので、そういった自治体の状況も見ながら、愛西市と比較をして取り組んでいく必要があるというふうに思っております。以上でございます。

○10番（石崎誠子君）

では、今後10年間を何とか乗り切っていくには、今、市民の方々の御理解、御協力が必要になってくるというような状況であることがうかがえます。

先ほど、財政計画は総合計画の中で公表されているとのことでありましたが、今、画面にもありますけれども、内容がちょっと簡略的で、愛西市の財政状況が市民には伝わりにくく感じます。

これは、他市のものになります。

長久手市では、長期、中期、そして財政収支見通し等もありまして、詳細な説明のものも載っております。

また、高浜市になりますけれども、高浜市につきましては、公共施設推進プランなどに合わせて、令和元年度から令和4年度までを計画期間として、毎年見直しをされております。ここには小学校区の公共施設の整備スケジュールというのも載っておりまして、ちょっと見にくくいですけれども、事業費、補助金、市債、一般財源というような必要な予算等も明記されておりまして、また今出ているデータが、この高浜市の長期財政見通しの歳出のところにも、ここにはこの年度にはこういうことが必要になってくるよというようなものも載っております。

また、上越市に至りましては、それぞれの根拠ですね、扶助費の根拠ですとか積立金の根拠などなど、こういうことも公表をされております。

また、富田林市では、財政のシミュレーションも載っております。

このような形で、市民の方の御理解、御協力が必要になるということであれば、こういった詳細なデータを分かりやすく示して、これまで以上の財政の見える化を行うべきではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。

今後、どのように財政状況を市民に説明し、理解と協力を得ていくのかお聞かせください。

○財政課長（堀田 毅君）

計画期間を3年とする中期財政計画は、毎年度、ローリング方式で見直しを実施し、実施計画書に掲載し、公表しております。

長期財政計画の更新については、令和8年度にスタートする第3次総合計画に掲載するなどして、今後も公表してまいります。以上です。

○10番（石崎誠子君）

実施計画を見て、どれだけの方が市の詳細な財政状況を把握できるのかなというふうにも思います。また、総合計画への抜粋された情報の公開では、ちょっと分かりにくいかなというところもあります。愛西市が今どんな状況に置かれているのか、今後どういう状況になっていくのか、また市民にどれだけの影響があるのかが分かりにくい。それが明確にならないと、またちょっと市民の不安感というのも大きくなっていくのではと危惧しております。ぜひ市民と課題を共有する手段として、詳細な財政計画を公表していただくことを要望いたします。

次に、今後ますます財政運営が非常に厳しい状況が続くことを踏まえて、まとまった額の運営資金の調達方法として、セール・アンド・リースバック方式を紹介いたします。

このセール・アンド・リースバック方式とは、市内の既存公共施設を民間事業者に売却し、その施設を市がリース契約で借り受け、継続利用する方式です。売却時にまとまった資金を確保できる一方、リース期間中は民間にリース料を支払います。契約条件次第では、リース料の支払い完了後に所有権を市に戻すことも可能であり、運営や管理方法、利用者サービスに影響を与えずに、施設利用者はこれまでどおり施設を利用することができるものであります。もちろん市内全ての施設を対象にすべきというものではありませんが、短期的な資金不足の解消やコストの平準化には有効な手段であり、実際に京都府城陽市や大阪府泉佐野市などで導入されております。

この方式は、リース期間が長期になると割高になるという課題がありますが、一時的な資金確保や財政調整のための選択肢として検討するはどうでしょうか。

○財政課長（堀田 毅君）

セール・アンド・リースバック方式は、施設を民間に売却することで即時の財源確保が可能となることや、その施設をリースすることにより住民サービスを継続できること、所有権は民間であるため、修繕費や維持管理費が不要になるといった利点があります。一方で、リース料が長期間にわたって負担となること、所有が民間となるために、災害時の利用や用途変更など、行政の裁量権に制限が加わるおそれがあることなどに注意が必要です。

セール・アンド・リースバック方式の導入は、短期的な財源確保と住民サービスの継続というメリットを持つ一方で、長期的な財政負担と行政の裁量権の制限というデメリットも伴うため、慎重な検討が必要であると考えております。以上です。

○10番（石崎誠子君）

メリット・デメリットは承知の上で、他の自治体も導入されているということもありました

ので、検討してみてはどうかと質問をさせていただきました。

基金の取崩しの依存も限界に近づき、今後は一層厳しい状況が見込まれます。今後、何を優先的に取り組んでいくのか、福祉サービスの削減をするよりも先に、例えば企業版ふるさと納税のトップセールスによる寄附額増加、遊休資産の活用、ネーミングライツ、公用車の台数精査などの経費削減、DX推進で効率化を図り、職員の負担軽減や勤務時間の短縮による人件費の削減など、さらなる工夫による財源確保の取組を求めて、次の質問に移ります。

最後に、大項目2. 移動手段の充実の再質問をいたします。

巡回バス改定後は、改善による一定の効果はあったようですが、日曜運行や運行時間の延長など、市民のニーズはまだ解消されていないような状況です。また、通勤、通学の足や他市への乗り入れについても十分な進展が見られず、庁舎内での具体的な検討については、意見交換にとどまっていることが分かりました。

今や巡回バス単独での改善や、無料運行のままでさらなる利便性向上を図るには限界があると考えます。他自治体への乗り入れについて、以前問合せをさせていただいた際、他市は有料で愛西市は無料だから進められないんですというようなことも言われましたが、もしそれがネックで進められない状況であるならば、やはり有料でも便利なほうがよいのか、無料でサービスは現状のままでよいのか、市民に尋ねることも必要だと思います。

今後、市の公共交通を見直しする際には、やはり市民がどんなことに困っていて、どんなことを求めているのか、生活実態や地域の実情を把握することが不可欠であります。令和5年度には巡回バスの利用促進に関するアンケートが行われましたが、やはり市全体の交通を考えるには、より多くの利用しない人の声を聞いてこそ改善の方向性が見えてくるのではないかでしょうか。他市では、多様な手法で市民のニーズや実態を把握しています。

そこで、お伺いいたします。

愛西市では、公共交通に特化したアンケートや市民との公共交通に関するワークショップを実施する考えはあるのか。もし行わない場合は、その理由も伺います。

○総務課長（伊藤靖幸君）

令和5年に実施した不特定多数を対象とした巡回バスアンケート調査では、巡回バスを利用していない人の理由のうち、約44%が自家用車等で移動するため、約20%が巡回バスが使いにくいという結果を踏まえ、市民の声として巡回バス運行検討委員会の提言書が提出されたものと認識しております。

また、直近では、令和6年度に行われた第3次総合計画策定に向けた市民アンケートがまとめられております。交通や移動手段に関するキーワードなどから、アンケートの各数値の分析を進めていく予定をしております。以上です。

○10番（石崎誠子君）

自家用車で移動しているという御回答は、裏を返せば、公共交通が不便だから自家用車に頼らざるを得ないという意味だという理解をいたしました。

先ほどの御答弁では、改めて公共交通に特化した市民アンケートの実施は考えておらず、令

和6年度に実施された第3次総合計画策定に向けた市民アンケートから分析を進めていくということでありました。

私は、実際にアンケートの結果を資料請求して確認いたしましたが、交通に特化したものではなく、結果に出てくる数値やキーワードの分析だけでは、市全体の公共交通網のあるべき姿を導き出すことは難しいと感じました。市民のニーズや地域の実態を把握し、市の公共交通のあるべき姿について、まずはしっかりと調査をしていただきたいと思います。

次に、庁舎内での検討について伺います。

関係課が集まった回数などは分かりましたが、いつまでに結論を出すのかというスケジュール感が見えてきておりません。期限のない計画は先送りとなり、市民の不便が解消されないまま残されてしまうおそれがあります。

そこで伺います。

今後の庁内検討のスケジュールはどのようにになっているのでしょうか。調査はいつまでに、方針決定はいつまでに、実施開始はいつからといった明確なロードマップを市民に分かる形で年度内に示す必要があると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○総務課長（伊藤靖幸君）

庁内関係課で行っている意見交換の場において必要なことは、地域の実情の把握と、市のみならず、民間が行っている移動手段の状況を踏まえ、現時点での地域特性、実情と課題の把握の共有だと認識しています。

今後は、意見交換の場から協議、検討を進める場への移行を目指しており、先進地の事例も勉強し、参考に取り入れながら、本年度中を目標にロードマップの作成を目指していく予定であります。公表できる段階になりましたら、市民の皆様にも御報告できるよう努めてまいります。以上です。

○10番（石崎誠子君）

今年度中に示すお考えもあるということで、よろしくお願ひいたします。

次年度以降に具体検討し、実証実験を経て仕組みを構築するには、高齢者福祉、障害者支援、医療、観光などを横断的かつ専門的に取り組んでいかなければならぬと思います。また、交通空白地解消のために公共ライドシェアなども検討されていく中で、民間事業者やNPOなどの受皿の確保など、様々なやるべきことが出てくると思います。

前回、副市長の答弁では、協議、検討がさらに進めば、庁内の推進体制について検討すると答弁されていましたが、調査、検討をスピード感を持って進めるには、現状の担当課任せの体制では限界があるのではないでしょうか。

そこで、副市長にお伺いいたします。

次年度に専門的に取り組む地域公共交通課を立ち上げる。あるいは、全庁的な交通政策会議や地域交通検討会を設置すべきではないかと考えますが、改めて副市長のお考えをお聞かせください。

○副市長（清水栄利子君）

まず移動支援については、今まで無料バスの運行を行い、これまでたくさんの方に利用していただいている。過去10年間では、29年度の利用者数が最も多く、10年間で利用者は12万3,354人、運行に伴う経費としては4,594万9,000円でした。

しかしながら、近年、人口の減少や高齢化の進展、加えてコロナ禍を経て、急激な生活様式の変化も重なり、また免許返納などの問題も抱えており、地域公共交通の在り方はしっかりと見直さなければいけないということは、私自身も感じているところでございます。これまでの交通手段に固執することではなく、時代に見合った新たな移動手段や交通システムの構築を考えていく必要があると認識しておりますし、従来の巡回バスの考え方も少し変えながら、総合的に考えていく必要があるとも考えております。

現在、庁舎内の関係部署を集め、本市が目指すべき地域交通の在り方、また市民の声や先進地の事例も聞きながら、どういったことが必要なのかについて、意見交換や現状把握と共有を進めているところではございます。既存の移動手段や交通網の課題などを洗い出すとともに、議員がおっしゃっているデマンド交通やライドシェアなど、新たな交通システムの導入についても多角的に検討してまいりたいと思いますし、それに必要な交通会議その他についても、どのようにしていくとよいか。今後については、愛知県などの関係機関の協力も得て、目指すべきゴールと到達するまでの具体的なスケジュールや手法について協議を重ね、さらなる検討内容の具体化にスピード感を持って進めていきたいというふうには考えております。

今後について、必要と判断すれば、新たな体制づくりについても検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○10番（石崎誠子君）

副市長、ありがとうございます。

向かっていく先はちゃんと構築していくんだということが伺えましたので、また引き続きお願いいたします。

愛西市内での移動の不便さは、高齢者だけでなく、車を持たない学生さんや子育て世代、そして駅や塾への送り迎えをしている御家庭など、幅広い方々に影響しています。毎日の生活に欠かせない移動だからこそ、早く取り組んでいかなければならない大切な課題です。市として推進体制を整え、誰もが安心して快適に移動できるよう、市民の声を聞いて、明確な工程を示しながら、スピード感を持って進めていただくことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤　武君）

10番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は13時5分といたします。

午後0時05分　休憩

午後1時05分　再開

○議長（近藤　武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

○副市長（清水栄利子君）

先ほど石崎議員の答弁の中で、29年の利用者が最も多く、10年間ではということで実績をお伝えしましたが、29年度が利用者が最も多く、1年間の利用者が12万3,354人、費用が4,594万9,000円ということで訂正をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

次に、質問順位11番の11番・角田龍仁議員の質問を許します。

角田龍仁議員。

○11番（角田龍仁君）

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、含み損で問題になっております基金の運用の見える化についてと、市長も4期目の今回、まず取り組むことはとの中日新聞の問い合わせのところの中で、少子高齢化など人口減少対策だと言われております。その少子高齢化と人口減少について質問してまいります。

本来、基金は市民の将来のために積み立てられた財産で、特定の目的のためにお金を積み立て管理するものであります。

愛西市が保有する各種基金については、決算書や財政状況資料で残高や運用状況が公表されておりますが、しかしながら専門的な表現も多く、市民には内容が理解しづらいという声が多く寄せられております。

市が保有する各種基金について、その残高、運用先、運用益及び過去数年の推移を市民が容易に理解できる形で公表することは、行政の透明性向上及び市民参加促進の観点からも重要であります。

そこで、基金の運用の見える化に向けて、具体的な取組計画やスケジュールを示し、早期の実現を目指す考えはあるのか、お聞きいたします。

次に、日本のどこの自治体でも課題であります少子高齢化と人口減少についてです。

愛西市は現在、第3次総合計画を策定中ではありますが、その総合計画に掲げている少子高齢化と人口減少について、市の対策はどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

以上2点、総括質問です。順次回答のほうをよろしくお願ひいたします。

○会計室室長補佐（加藤ゆか君）

それでは、1項目め、基金運用の見える化に向けて、具体的な取組、計画やスケジュールを示し、早期実現を目指す考えはについて答弁させていただきます。

基金の運用に限らず、自治体の予算や決算等に関する情報を公開することは、行政の透明性と説明責任の確保につながる重要なものと認識をしております。

基金に関連する情報の公開について、債券の保有割合が高いと報道された中部地方の自治体の情報を調査したところ、多くの自治体で本市と同様の公開内容がありました。

本市では、基金の関連する情報として、これまで広報「あいさい」に決算の概要として過去4年間の基金残高の推移を掲載するほか、歳入歳出決算書には、財産に関する調書として、基金に属する現金の決算年度中増減高や決算年度末現在高等を記載するなど、情報の公開に努め

てまいりましたが、基金の運用に係る状況をより分かりやすくお伝えするため、既に対応を進めております。

その一例としまして、これまで歳入歳出決算書の財産に関する調書には、基金の区分を現金とのみ表記しておりましたが、基金に属する現金がどのような方法で運用されているのか、より明確になるよう、令和6年度歳入歳出決算書では、現金区分の内訳として、定期預金、普通預金、有価証券の欄を設けるように変更いたしました。以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目2点目の少子高齢化と人口減少について御答弁をさせていただきます。

日本の将来推計人口結果によれば、日本人の人口は2070年に、2020年から3割減の8,700万人に落ち込み、このうち1割を外国人が占めるとされております。

愛知県の人口は2019年の約755万4,000人をピークに3年連続で減少し、市町村では2021年10月から2022年9月の1年間に11町村で増加した一方、名古屋市・中核市を含む43市町村で減少するなど人口減少地域が県内全域に広がっていることから、人口問題は県内的一部の地域の問題ではなく、県全体に関わる重要な課題となっております。

本市では、第2次愛西市人口ビジョンにおいて3つの方向性を掲げ、取り組んでいます。

1点目は、自然減を抑制する取組として、切れ目のない子育て支援を推進し、子供を産み、育てやすい環境を整え、段階的な合計特殊出生率の上昇、2点目は、転出を抑制し、転入を促進する取組として、市内外に本市の魅力をPRするとともに、雇用の創出等を図り、市内で働く環境の整備を進め、本市で育った若い世代がふるさとに帰って子供を産み、育てる町、3点目は、避けることのできない人口減少や高齢化に対応する取組として、見守り・支え合える地域コミュニティづくりや、生涯、生き生きと暮らせる健康づくり、安全で安心に暮らし続けられるまちづくりを推進しております。

連携した取組としては、愛知県が令和6年5月に開催しました愛知県市町村人口問題対策検討会議において、県内の参加自治体と現状や課題を共有するとともに、広域での連携協力をを行い、課題解決に向けた対策の検討を行っております。

なお、本市では、現在、少子高齢化と人口減少への対策として、子育て支援をはじめとするソフト事業と、人や企業を誘導するためのハード事業の両面から様々な施策を実施しているところです。以上です。

○11番（角田龍仁君）

それぞれの御答弁、ありがとうございました。

それでは、基金の見える化についてから再質問に入りたいと思います。

先ほどの答弁でいいますと、令和6年度歳入歳出決算書の中で、今までと違う形で普通預金、定期預金、あと債券ですね、こちらもきっと数字を出されると、私もそれは確認して、しっかり載っておるなど。私が前回のときに蒲郡市のやつを出して、こういうふうにうたってあるから、普通、こうやってうたっていくと、債券がどれぐらいあるかも分かるのではないかということで、これじゃなくて本当に全然現金じゃないかと思っちゃうというところでちょっと質

問したことを踏まえて、今回の財産関係の監査調書でしたね、こちらにしっかりと載っておりました。

ただ、できればこれは本当に前々からこういう形で書いていただければ、実際、基金が、現金、要は普通預金、定期預金がどれぐらいあって、債券がどれぐらいあったのかというのが分かれば、議員も、あとほかの皆さんも、この債券とは一体どんなものなのかということも分かったもんですから、その辺も議論できて、今のこの状態になる前に防げたんじゃないかなあと私なりに思います。

そこで、それも踏まえて今回、再質問に行こうと思うんですが、基金の残高の運用先とか運用益について、市民が理解しやすい形で、ホームページだとそういったもので公表していく考えはあるのか、それをちょっとお聞きいたしたいと思います。

○会計室室長補佐（加藤ゆか君）

基金残高等の公開について、本市では毎年度、広報「あいさい」に決算の概要を掲載しております。その中では、過去4年間の基金残高の推移を、グラフを用いて視覚的に分かりやすく表示しています。

また、決算主要施策成果及び実績報告書には、基金の残高について、年度末現在高や過去5年間の基金残高の推移を、表やグラフを用いて分かりやすく記載し、市のホームページに掲載しております。

運用益に関しては、歳入歳出決算書の歳入、17款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金の備考欄に各基金に積み立てた利子収入を記載するなど、基金に関連する情報を分かりやすく公開してきたものと認識をしております。

こうした基金の運用に関連する情報の公開について、債券の保有割合が高いと報道された中部地方の自治体の状況を調査したところ、多くの自治体が本市と同程度の公開内容でありました。

しかしながら、行政の透明性の確保には情報の公開が重要でありますので、現在どのような公開方法、内容がよいのか、既に検討を行っているところでございます。以上です。

○11番（角田龍仁君）

答弁ありがとうございます。

現在、どんな方法がいいのかということを検討している状態だということは今お聞きしました。

しかしながら、やはり運用先とかそういったものはしっかりと分かるように公開していくということは大事じゃないかなあと思います。

そこで私、いろいろ調べまして、これは大阪府の交野市というところのホームページなんですが、ここは基本的に透明性を持ってなされるということで、ちょっと見てみると、基金についての運用についてのことの説明が書いてあります。どういったふうに運用していくかということ、ここは基本的に債券も買って、運用益を求めてやっている、資料がありますね。そこから入っていきますと、一体どういったものを買ったかというような、こういった形でしっかりと

と何を買ったか、幾らで何を買ったか、いつ買ったか、それも期間が何年かということも全てホームページで公開されているわけですね。

愛西市は、これ今までやつきたことはないと思うんですわ。やはりこういったことが透明性につながると私は思います。だから、この辺をしっかりと出していただいて、一体、基金は今どういうふうに買われておって、どういうふうに使われておるか、こういったものも必要じゃないかなあとと思いますが、その辺、副市長、市長、どう思われますか。

○副市長（清水栄利子君）

確かに透明性を公開するというところでは、様々な形で市民の方にお知らせをするということは大切なことだと思いますが、何をどのように公開をしていくかというのは、各近隣自治体、それから愛知県内、岐阜県、近隣の県を見ましたところ、様々でございました。

愛西市にとって、やはりどういう形で、いつ、どのように公開をしていくかということを、現在、先ほども申し上げましたが、検討段階でございますので、そういうのをしっかりと検討した段階で方針案を決めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

本当にそのとおりでありますて、基本的に基金はいろんな形、基金だけじゃなく財政、これもいろんな形で皆さん公開されています。その中の一つで、これは本当にうちの愛西市とよく似たところではありますが、徳島県の阿南市というところも多分皆さん知ってみえると思います。新聞に載りました。ここは第三者委員会まで設けております、基本的には。そのホームページを見ると、定期的に運用方針を会議を開いて決定したことを公表しております。

まず、4月に会議をやられて公表し、また8月にも同じように方針を決定して報告されて、ホームページもしっかりと案内されております。

次、これが中に入りますと、債券が運用実績だとか、あとこちらに運用方針でもしっかりとこうやって、評価損が発生しておるもんですから、元本割れを回避するために債券の保有を維持する。なお、新規購入は行わないこととすると、しっかりと明記されておりますが、愛西市も同じように今、含み損でありますので、全て債券を保有するつもりがあるのかどうか、満期以外のものは崩す予定はないのかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○副市長（清水栄利子君）

現在の債券につきましては、50%以下をまず一旦目指すということを考えておりますが、情勢を踏まえて、どのように現金化していくかというのは今後考えていきますし、また今どのような事業もするかということも考えながら、どういうふうに手順を踏んでやっていくかということも考えつつ、まずは今年度から50%を目指しながら、順次やっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

50%を目指すということの回答であります。

私、これはちょっとこちらのほうに出せなかつて申し訳ないですが、ちょっと時間が間に合わなかつたものですから。これは令和7年度の予算の概要版の資料5というところですね。こ

こに基金の名称だとか、全て載っております。ここの中で、7年度末の残高見込みが大体142億ですかね、この一番こちらになるんですが、142億になる予定ですね。これはあくまでも予定です。

先ほどの皆さんの答弁を聞きますと、今、債券が125億持ってみえるということで、これを崩さなければ、残りが大体17億ぐらいの定期普通預金になるという計算です。それを基本的に保有率を割りますと、125億の債券を全体の142億で割りますと、大体0.88、90%近くの債券保有率になるんですが、この状態で50%を目指すというのはかなり難しいと思うんですが、何か秘策があるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○副市長（清水栄利子君）

債券の保有率に関しては、特に秘策はございませんが、毎月、金融業者からの金利の上限について資料を提供していただき、タイミングを計って現金化をしていくという形を取りたいというふうに考えております。

しかしながら、125億、今債券がある中、同時に利子、運用益のほうも8,000万近くあるということで、そこはプラスになっていることではありますので、その辺も考えつつ、50%以下にしていきたいと、50%を目指していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

分かりました。

そこで、ちょっと情報ですと、やはり6年度に満期する前の債券を一部売却されて、1,320万ほど損失が出たと、ですが、基本的に今までの債券運用で大体1億近くあるんですかね、うちのほうの利益としては。それだから問題ないというお言葉も、そういう情報も聞いてはおるんですが、そういう情報というのは基本的に、売却してどれだけ損失が出たけれども、どれだけの利益があるということが、今のこの決算報告でもそうですし、ホームページ上でも皆さん、市民も分からぬ。こういった情報、要は運用益は確かに載っております。しかし、満期でない債券を売却してこれだけの損失が出た、そういったことも基本的に、問題ある、ないはちょっと置いておきまして、やはりそういうものを全て透明性を持って報告する、そういうものは市民にとってやはり重要じゃないかなと思いますが、その辺どう思われますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副市長（清水栄利子君）

予算決算につきましては、毎年1回決算書も出しておりますし、監査も受けながら予算を、決算も行っておりますので、詳細についての公表についてはどこまでを行うかというのは今後、庁舎内で検討し、実施をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

ぜひとも本当に、しっかりと皆さんに分かりやすいように、今回の基金の問題は、私ら議員もほとんど分かっていなかった。また、なつかつ職員の方もほとんど知らなかった、こんな状態です。本当に一部の職員しか分からなくて、蓋を開けてみたら玉手箱のような状態、あれって。すごい基金があるのに、ちょっと使えないのというような感じだったと思います。

これから、こういったのがあっては、もう本当にどうなるか分からんもんですから、その辺を踏まえて、やはり皆さんにも、うちら議員もそうですし、市民の方にも分かり、もちろん職員の方も分かるようにしっかりと公表していく、そういった行政というか、そういった方向で進めていただきたいなあと思います。

それで、あと次の質問ですが、それに関連しての質問になるんですが、単年度だけじゃなくて、過去10年間の推移だとか、これは一応載ってはおるんですが、将来性の見込みですね、そういった含めた時系列の資料をつくって公開する予定はあるのか、ないのか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○会計室室長補佐（加藤ゆか君）

まず、過去の分についての経緯を述べさせていただきます。

現在、本市では広報「あいさい」に決算の概要を掲載しており、その中で過去4年間の基金残高の推移を記載しております。

また、決算主要施策成果及び実績報告書には、過去5年間の基金残高の推移を記載しており、市のホームページに掲載しております。

過去10年間の基金残高の推移については、過去の広報等を見ていただくことで確認することができます。

現在、広報「あいさい」等において、どのような内容で記載することがより分かりやすくお伝えできるのか、検討を行っているところでございます。

なお、将来の見込みにつきましては、基金の管理運用等に関する検証結果に基づき、債券の保有割合を50%以下まで引き下げることを目指しており、主要市場金利の動向を注視し、債券の売却を進めてまいりますので、現時点で将来の見込みを含めた資料の公開は考えておりません。以上です。

○11番（角田龍仁君）

今の段階で考える50%というのを目標に頑張っていくということのあれですね。

先ほどの、またこれ予算概要版の表なんですが、ここにいろんな基金の名前を書いてありますね。財政調整基金から始まって、減災基金、あと公共事業整備基金というふうにずっとあるんですが、この名前自体が、何に使われるのか、どんな目的で積み立てられておるのかということが、基本的に多分市民の方も分からぬと思うんですよね。こういったことを分かりやすくホームページ上で示して、こういうのを将来的に使うから、今こういう形で積み立てていますよということをホームページ上で公開する予定、まずそれがあるのか、ないのか、ちょっとお聞きしたいです。

○会計室室長補佐（加藤ゆか君）

その点も含めて、他市町村の状況も踏まえながら検討をしてまいりたいと思っております。

○11番（角田龍仁君）

分かりました。その辺も含めるということで。

またよくちょっと見てください。これは基金なんですけど、ここの中に1つ、立田地域交流

拠点施設整備基金というのがあります。これ、多分どんなものかと、多分、市民はまず分からん、うちらは分かると思いますが、道の駅整備ですね、こちらのために使われる基金だと思うんですが、このように、これは平成29年から基金に積み立てられております。この道の駅を整備をするためにつくった基金だとは思うんですが、これを見ますと、やはり今の市長がどれだけ道の駅に熱い思いでこういう形を取られたかというのが分かると思います。

見てもらつたら分かるように、これもう6年度で全て取り崩して、7年度は1円も残っておりません。これからやる事業として、佐屋駅整備事業、あと学校統廃合、老朽化問題、あと市街地整備、こういった大きなプロジェクトがあると思うんです。これに対しての基金を積み立てる気はあるのか、ないのか、これをちょっと市長にお伺いしたいと思います。

○市長（日永貴章君）

目的基金でございますけれども、その必要性があれば、当然設定するということでございます。午前中の吉川議員のときにもお話をさせていただきましたが、学校等につきましては、現在、内部でどのような方法がいいのか検討している段階でございます。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

目的に合わせて積み立てるということです。市長も先ほどの吉川議員との答弁の中でも、絶えずよく言われるのが、歳入歳出に合った運営をしていくということを言っておられます。これは当たり前だと思います。普通の家庭が、生活していくのに絶えず貯金を切り崩して生活しておりますでしょうか。家を買う、車を買う、大きなものですね、何かをやる、中には商売もやろうと思う人間もいます。そのために、何かのために積み立てます。お子さんがおれば、大学へ行かせてあげたい、そう思えば、それなりに学資保険だとか、そういうもののへ積み立てます。これが計画だと思います。そのために基金があるんです。

もちろん、ふだん生活するときにはそんな貯金は下ろしません。自分の稼いできた給料だけで生活していきますよね。もちろんそれが当たり前だと思います。もちろん、市の行政もそれに向かって行かないかんと思います。

ただ、まだこれからやらないかん、いっぱい大きなプロジェクト、これがあることを分かっておる状態で、この状態になったのが間違いだと私は思います。その辺をどう考えるか、もう一度市長に聞きたいと思います。

○市長（日永貴章君）

基金の考え方についてということで御答弁させていただきたいと思います。

市の現在の基金につきましては、合併前の旧町村において保有されていた基金、町村によって残高はかなり差がございましたけれども、それを基に愛西市に引き継がれ、その後、増減を繰り返し現在に至っております。

合併後は、国の合併自治体に対する財政優遇策である合併特例債などを活用し、様々な事業も展開がされております。その期間も御承知のとおり、今年度末で終了となります。

我々市といたしましては、この合併特例優遇策を延長していただきたいということで国に対して要望活動を行っておりますが、なかなか延長は難しいということで、今後も引き続き行つ

ていきたいというふうに思っております。

今後行わなければならない事業につきましても、この優遇策を活用できた事業も多々あるのではないかというふうに思っておりますし、やはり合併する前に事業計画が立てられ、着々と事業を進めておれば、今、完了していた事業もあるのではないかというふうには思っておりますが、それぞれの事情があり今に至っているというふうに思っております。

先ほど議員からもお話をございましたが、基金、現在、毎年取り崩して予算編成をしているという状況であり、令和6年度末の一般会計の基金の残高は160億円程度だというふうに思っております。今後も20億円ぐらいの取崩しに頼っている状況でございますので、単純に計算をしますと、7年後、8年後には基金は枯渇するということになってくるというふうに思います。

含み損のお話をされて、何か含み損がなければ全ての事業がやれるのではないかとか、含み損があるから事業は継続的にやれないのではないかというような、そういった印象が植え付けられるのではないかということで、私自身はそちらのほうも危惧をしております。

市といたしましては、各自治体を調べてみると、各自治体、大型事業をかなりやられておりますけれども、一般財源の確保の状況につきましては、決して基金の活用を一番最初に考えているのではなくて、1年間の全体の予算の中で組み入れられ、やりくりをされている自治体も多くございますので、当市におきましても、基金の活用を第一に考えるのではなくて、まずは年間予算の中で考えていくべきだというふうに思っております。

議員もおっしゃられておりますが、基金の取崩しが当たり前になれば、それは立ち行かなくなるということは我々としても認識は一緒でございますので、御理解、御協力を賜りたいというふうに思っておりますし、やはり市民の方々への情報発信につきましても、議員の方々にも正確な情報、またやはり限られた紙面、限られたスペースの中で全てを出せば市民の方が見ていただけるかといえば、そうではないというふうに思っています。議会も広報を出されておりますので、いろいろと紙面を工夫されて、全てのやり取りを出してみえるわけではなくて、どうすれば見ていただけるか、関心を持っていただけるか、そういったところにも我々としては着目する必要があるというふうに考えております。以上です。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

基金を使う、あれよという話ではなくて、もちろん基金はやはり、何かのために使うのであって、絶えず崩していけばいいというものではないと思います。

市長が言うように、今の状態でも8年でなくなる。いや、8年どころか、もう今債券で含み損、含み損がどうのこうのよりも、これ損失を出して、売却できればいいんですが、これ大切な税金なもんですから、企業じゃないですよね。基本的に、大切な税金を預かっておりまして、それを売却して損失が出る。収益があるところがある、何とかそこまでならいいんですが、その収益が追つかんぐらい売却となると、これはもうかなり難しい状態になると思います。

今の状態で20億という金を毎年使っていくとなくなるよと。8年でなくなるということで、

もちろんそこは考えていいかなかん。これは本当に財政計画で考えていくべきだといふと思います。

やはりまず、きちっとどんな状態かということをやっぱり報告していくというのが重要になってきますので、その辺を今度またお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の人口減少問題のほうに入りたいと思います。

先ほどの一括でいただいた、ソフト事業と、現在ハード事業を進めているということなんですが、現在のソフト事業としては何があるのかちょっと教えてほしいですが、よろしくお願ひいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援を行うため、市単独事業として18歳年度末までの子ども医療費の無償化、1歳児子育て応援給付金の支給、保育園副食費や小・中学校給食費の一部補助など、子育てに係る経済的負担軽減を図っております。

また、虐待やヤングケアラーなどの問題を抱えた子供やその家庭をサポートするこども家庭センターを設置し、子供を産み、育てやすい環境につなげ、少子化・人口減少対策に努めております。以上です。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

それでは、現在、ハード事業のほうもどういったものを進めているか、お願ひいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

本市の総合計画における土地利用計画では、駅周辺の整備や鉄道駅周辺での新たな市街地整備など、長期的・計画的なまちづくりを進めております。

また、少子化が進む中、最適な教育環境を整備するため小中学校適正規模等の事業に取り組んでおります。以上です。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

ソフト事業、ハード事業、まだほかにもあるような気はするんですが、やっておられるということです。

それで、私たちの会派が、今年の1月ですかね、大分県の豊後高田市というところへちょっと研修というか勉強に行ってきました。

ちょっとこちらのスクリーンを見ていただきますと、住みたい田舎13年連続ベスト3という、本当に結構輝かしいネーミングなんですが、実際、ここは本当に住んでもらうためにいろんなことをやっておられます。

これを見ていただくと、転入者数と転出者数の推移ですね。青い棒グラフが転入で、赤い棒グラフが転出になります。これを見ていただくと、もうずうつと一応、転出よりも転入のほうが多いという形で、これは何年間かな、13年間だったかな、11年連続ですね。こういったのを達成されておる市でございます。

うちのほうが、こちらが人口増減でありまして、こちらは令和6年度の第2回愛西市総合計画審議会の開催されたときの資料ですね。ちょっと見にくいくらいですが、簡単に言うと、自然増、自然現象というのが多いもんですから、社会増かな、これを見ていただくと、上に出ておるのがプラスですね、緑色はグラフになります。ところどころ社会増、要は転入のほうが多い年もあるんですが、やはりジグザグで、転出のほうが多いというときもあります。こちらがこんなグラフになっております。

そこで、どういった事業をやっているかということでちょっと紹介したいと思うんですが、こちらは無料宅地、要は市が土地を整備して、無償で土地を渡すんですね。それで来てもらおうと。これがそうなんですが、これホームページを見ていただくと、無料宅地予約受付中とあります、こちらがその場所なんですが、済というところはもう売れたというよりも、もう買って住まわれる方ですね。あと1区画、2区画が残っておるそうなんですが、こういったこともやられています、ここは。

愛西市も基本的に、これから統合で公共施設をなくして、何に利用しようかというときに、1つの施策として考えていただいてもいいですし、検討する余地もあるのではないかと思います。

また、事業の一つで、おかえりなさい豊後高田へというので、ここをずっとホームページを開いていきますと、民間のアパートなどに入居する方にも補助金を渡されたり、条件としては、昔、豊後高田市に住んでおる方なんですね。帰ってきてもらうという施策なんですが。

あと、子育てのリフォームですね。こういったものも補助金で出されております。あと、高齢者にもやはり高齢者のバリアフリー型という、こういったこともやっておりまして、こちらも補助金を与えて、もう本当に何しろすごくいろんな施策を打って、11年連続で社会増を目指して、人口は減ってはおるんですが、緩やかにということで頑張っておる市町です。

こういったのをちょっと見ていただいて、愛西市の人口問題も検討していく気はないのかどうか、ちょっと企画部長にお聞きしたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

人口減少や少子高齢化が避けられない状況の中で、本市の将来都市像の実現に向けて、時代の変化に対応するとともに、実現性の高い取組を推進していくことが必要であると考えております。

ほかの自治体での取組事例も参考にし、本市において最適な事業を展開していきたいと考えております。以上です。

○11番（角田龍仁君）

そうですね。やはりいろんな市町、いろんなところがいろんな施策を打ってやられております。その辺もやっぱりしっかりと勉強していただいて、どういったものがいいのか、そういうものを検討していただきたいと思います。

それでは続いて、市街地ですね、これに関連してくるんですが、市街地整備を計画されておるんですが、この辺のスケジュール、進捗とか、その辺を簡単でいいもんですから、少し教え

てほしいと思います。

○産業建設部長（宮川昌和君）

市街地整備の進捗状況ということでございます。

本市は、市町村合併以前より、都市計画法に基づきまして、市域の大半が市街化を抑制する市街化調整区域に指定されており、厳しい建築制限の下、農地の無秩序な開発を抑制し、住環境の維持に努めています。

町村合併以降は、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に対応するため、交通結節点の機能強化といたしまして、平成25年度に、合併以前より取り組んでおりました勝幡駅周辺整備事業、令和6年度に藤浪駅前広場の改修工事を完了いたしまして、現在、昭和53年に駅前広場として都市計画決定されたものの今まで取組がなかった名鉄佐屋駅の周辺におきまして、駅前ロータリーや新たなアクセス道路等の整備に向けて事業を進めている状況でございます。

こうした状況の中、令和2年度に、本市が長年抱えておりました市街化区域編入に向けた課題の中の一つが解消したことによりまして、県担当部局の協力も得て、新たなまちづくり施策が可能となり、市内の鉄道駅周辺における新たな住環境エリアの創出に向け、令和5年度より市街地整備事業に着手をいたしております。

令和3年3月策定の愛西市都市計画マスタープランの土地利用計画では、鉄道駅周辺に定められた市街化区域に連携する地域を、将来的に市街化区域への編入を検討する市街地近郊地に位置づけ、今後も想定される世帯数の増加分については、市街地近郊地に都市基盤を整えつつ誘導することを検討するとしております。

このような経緯から、令和5年度に鉄道駅周辺の市街化区域を拡大して市街地整備を進めることを見据え、市内の鉄道駅8駅周辺の評価・分析を実施いたしました。この評価・分析結果を踏まえまして、優先的に市街地整備の検討を進めるべき拠点として、勝幡駅周辺、藤浪駅周辺、佐屋駅周辺、富吉駅周辺を設定し、現在、まちづくりビジョンの策定に向け、関係総代と意見交換会を開催している状況でございます。

今後は、地域住民等の主体的なまちづくりの実践に向け、市は事業化の支援に努め、引き続き市街地整備事業を推進してまいりたいと思います。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

この市街地整備、本当にもっと早くやらなかんかったんじゃないかなと思うぐらいの事業だと思います。

愛西市は本当に駅が多く、比較的便利なところだと思います。できれば、これはしっかりと財源を確保していただき、前へ前へ進めていただきまして、この人口減少問題の施策の一つと思われます。先ほどのように無償で宅地を造成するところもありますが、愛西市はまだそこまでのことをしなくとも、恐らくまだ可能性はある市町だと思います。その辺を踏まえて、この市街地整備、しっかりと財源確保していただいて進めていただくことをお願いし、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

11番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時といたします。

午後1時50分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位12番の6番・永田千佳議員の質問を許します。

永田千佳議員。

○6番（永田千佳君）

皆様、ごきげんよう。

本日も議員として活動できますことを心よりうれしく思います。

議長に発言のお許しをいただきましたので、これより3項目にわたりまして一般質問を始めさせていただきます。

まずは大項目1. 愛西市における学校運営協議会制度と地域学校協働活動についてです。

初めに、文部科学省が推進しております学校運営協議会制度、コミュニティ・スクールについて、私から御説明させていただきます。

モニターを御覧になりながらお聞きください。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域と共にある学校への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

なぜ今、コミュニティ・スクールが必要とされているのかの御説明を続けます。

1つには、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える問題・課題は複雑化・多様化しており、教育改革、地方創生などの動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されているということ。

2つには、子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠だということ。

3つ目には、輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民などが地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有することが重要であるということ。

そして、そのための有効な手立てとして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）があります。

私としましては、本市にもございます小規模校の教育を支えるものとしても非常に有効であると考えます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に定められております、平成29年4月

に施行されましたコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）に関する法改正では、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務に、学校運営への必要な支援についても協議すること、学校運営協議会の委員に地域学校協働活動推進員などを学校運営に資する活動を行う者を追加し、教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることが可能になり、複数校で1つの学校運営協議会を設置することが可能に、協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することが努力義務に定められました。

コミュニティ・スクールにおいて重要なポイントは、学校と家庭、そして地域が相互理解を深めることです。全国で授業補助、環境整備、登下校の見守り、放課後子ども教室、中高生などへの学習支援などの地域学校協働活動が推進され、地域と学校の連携・協力体制が構築されてきており、保護者や地域住民など多くの関係者が学校の取組や子供たちに直接関わる機会が増えました。

だからこそ重要なのが、学校、家庭、地域で情報及び課題、目標、ビジョンの共有を確実に行うことです。これらの共有が十分でないと、一方が他方にお願いをし、それに対して支援をするという貸し借りのような関係になってしまふことがあります。

そこで、地域と共にある学校の運営においては、学校運営協議会で行う協議に加え、熟議、協働、マネジメントの3つの視点を持って、この図のような共有の好循環をつくることが重要です。

熟議のポイントは、学校や子供たちの問題を、保護者や地域住民など多様な関係者と共に、1つのテーブルに着いて話し合うことです。

先ほど出てまいりました地域学校協働活動について御説明をさせていただきます。

地域学校協働活動は、地域と学校が目標、ビジョンを共有して行う連携・協働型活動のことです、現在ではコミュニティ・スクールと並行して行われるようになってきました。学校の役割が拡大し、先生の仕事も増えてきている。いじめ、不登校、貧困など、学校には難しい課題がいっぱい。変化の激しい社会の中で、子供たちに生きる力を身につけさせなければ。子ども会などがなくなり、地域のつながりがなくなってきたなど、学校だけでは解決できず、また地域だけでも解決ができない問題に対し、学校と地域が力を合わせることが必要となり、そのための具体的な取組としてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動があります。

近隣自治体では、津島市、あま市、稻沢市、一宮市、犬山市、江南市、岩倉市が導入済みで、弥富市と本市が導入できていない状態です。

そこで質問いたします。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について、導入時期とスケジュールをお示しください。また、導入に伴い、どのようなメリットがあるかも併せて教えてください。

続きまして、地域学校協働活動につきましても、導入時期とスケジュール、現状で行われている活動では、何が地域学校協働活動として該当するのか、そして、それらの活動を継続するに当たり、どのような問題点が考えられるかをお答えください。

次に、地域学校協働活動において重要な活動とされる児童の登下校の見守りについてです。

現状は、どのような方々が児童・生徒の登下校の見守りに関わっておいででしょうか。また、登下校の見守りをしておられます交通安全指導員の方の任期などをお伺いします。

学校運営協議会、地域学校協働活動双方におきまして、重要な役割を果たすのがPTAです。PTAは、学校に通う児童・生徒の保護者と教員によって組織される社会教育関係団体です。

ですが、保護者の働き方の変化などにより、運営の在り方が問われています。強制加入などが問題視されるようになり、その結果として、組織力の低下が懸念されています。

続いては、このPTA加入者の減少についてお聞きいたします。

画面を御覧ください。

こちらは、市内12小学校、6中学校のPTA加入率の推移です。令和3年度の時点では、加入率はほぼ100%なのに対し、令和7年度には、なんと半数近くにまで減ってしまった学校もございます。ここまで減ってしまったことに驚きを隠せません。そこで、加入者減少の理由と、学校により差がある理由をお示しください。

また、PTAに関する相談が寄せられていましたら教えてください。

続きまして、大項目2に移ります。

消防団員報酬の在り方についてお尋ねいたします。

こちらの新聞記事を御覧ください。7月10日付の朝日新聞の記事です。「消防団、続く習慣、進む手口」「消防団、残る報酬の「上納」」とありますと、消防団内部で起こる様々な問題、とりわけ報酬の扱いに関するトラブルについて書かれています。

かつて消防団では、団員報酬が一括で振り込まれており、そのまとまったお金で、団員が参加する行事、慰安旅行や会食などが行われることが比較的一般的でした。しかし、時代の流れとともに、近年、これは消防団員報酬に限った話ではありませんが、個々人の報酬は組織に一括で渡されるのではなく、個々人に個別に支給されるようになりました。それでトラブルは完全になくなかったかと思ひきや、全国のほかの自治体では、個々人に支給された報酬をもう一度集めて、かつてのよう団運営を行っているケースがあったようです。

本市では同様なトラブルは直接耳にはしておりませんが、市民の方から、消防団についての相談は私の下へ寄せられております。

本市の消防団が時代に合った形にアップデートされることを願って、私から質問させていただきます。

まずは団員報酬についてです。団員報酬の内訳を詳しく教えてください。

また、かつてはどのように支給され、そして現在はどのように支給されていますでしょうか。支給方法切替えの時期と併せてお示しください。

そして、支給方法の切替え後にトラブルは発生していないかをお知らせください。

続きまして、消防団の組織についてお聞きいたします。

各分団に規約などはございますでしょうか。規約の有無に関わらず、会計責任者の定めはありますでしょうか。市からの業務監査の有無、市への会計報告義務と市からの会計監査の有無も併せてお知らせください。

また、新聞記事のようなトラブルが起こることのないように確認をさせていただきたいのですが、団員報酬と団運営費は明確に分けられているかも教えてください。

最後に、今後の団運営に関する質問をいたします。

現在、消防団員の入団状況はどのような状況でしょうか。また、団員増員のために工夫しておられることをございましたら教えてください。

続いて、大項目の3に移ります。

駅の駐輪場についてお聞きします。

皆様は、愛知県内でどの自治体が放置自転車が多いと思われますか。1位は名古屋市、これは人口の多さからも納得です。では2位は、実は愛西市なのです。3位の一宮市を差し置いて本市が2位に躍り出た理由は、JR永和駅前の駐輪場以外の場所に止められた多数の自転車でした。

モニターを御覧ください。

私は、永和駅近辺で駐輪場以外の場所に止められる自転車についての相談を、市内外を問わずたくさん受けました。永和駅が無人駅になってから増えたとお聞きし、モラルの問題に帰結される方ももちろん少なくはありません。

午前中に石崎議員に丁寧に御説明いただきましたが、駅の西側と東側に2か所駐輪場がございます。ですが、駐輪禁止の注意書きがある場所に次々と自転車が止められていく同じ時間に西側駐輪場にはまだ十分な空きがあり、東側駐輪場は奥のほうはがらがらといった様子でした。駐輪禁止と書いているのに憤りを感じられる市民の方もいらっしゃいますが、人は禁止されていることほどやりたくなってしまうという一面を持つため、実は逆効果なのかもしれません。

そこで質問いたします。

まずは永和駅駐輪場について、駅東側の利用状況を詳しく教えてください。そして、永和駅駐輪場の自転車整理の人員配置の有無と、それが十分かどうかをお伺いいたします。

続きまして、住民の駐輪の仕方を改善するためにどのような方策があるか、お考えをお聞かせください。

次は、名鉄佐屋駅です。佐屋駅には現在、駅南を東西に走る佐屋・多度線の南側に駐輪場がございます。そちらに自転車を止めた方が道路を横断されるのですが、交通量が多く、踏切も近いため、見ているほうはその安全性を不安に思うことがございます。

そこで質問いたします。

佐屋・多度線横断者の安全対策について、どのような考え方をお持ちであるか、お聞かせください。

続いて、モニターを御覧ください。

佐屋駅は周辺整備をすることが決定されておりますが、佐屋駅周辺整備基本計画において、駐輪場の配置がどのように計画されているかお示しください。

また、佐屋駅周辺整備事業を請け負うコンサルタント会社はありますか。コンサル料も併せてお示しください。

この事業に関しまして、いかなる都市計画の専門家が計画に関わっておいででしょうか。専門家が指摘する現在の佐屋駅の問題点と、その解決策をお伺いいたします。

駅周辺を新しく整備する際に必要となってくるのが利用状況の把握です。佐屋駅利用者の居住地域と駅までのアクセスルート別の人数は把握しておいででしょうか。

最後の質問となります、その他の駅の駐輪場に問題は生じておりませんでしょうか。

以上を一括質問とさせていただきます。たくさんの質問となりましたが、順次、御答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、愛西市における学校運営協議会制度と地域学校協働活動についてに係るコミュニティ・スクールの導入時期とスケジュールについて御答弁させていただきます。

市内小・中学校では、学校教育法の施行規則に基づき学校評議員制度を導入し、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携・協力し、一体となって子供たちの健やかな成長を図っていく観点から、校長が行う学校運営について、学校評議員から御意見をいただいているいます。

学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成29年4月1日に改正・施行されたことにより努力義務化され、近隣自治体におきましても導入されている状況です。

教育委員会といたしましては、文部科学省が実施するコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査において、コミュニティ・スクールを導入している自治体数が、令和5年が1,347自治体、令和6年が1,449自治体と増加傾向にあることを踏まえ、調査・研究を進めていきたいと考えております。

続きまして、導入のメリットについてですが、コミュニティ・スクールの委員は、学校と対等に協議できる立場にあり、保護者や地域の意見を学校運営に反映させることで、学校運営の改善・充実が期待できる。学校、家庭、地域において共通の目標やビジョンを目指した取組が可能となる。保護者や地域住民等に対する説明責任の意識が向上する。保護者や地域住民等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となるなどが上げられております。

続きまして、地域学校協働活動の導入時期とスケジュールについてですが、地域学校協働活動は、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

文部科学省では、学校と地域が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールと、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の一体的な実施を推進していることから、地域と学校をつなぐ役割を担う地域学校協働本部につきましても検討してまいります。

続きまして、該当する事業についてですが、本の読み聞かせ活動や除草活動、登下校時の見守り活動などを実施し、児童・生徒が安心できる環境づくりに取り組んでいます。

生涯学習事業として、土曜日の教育活動の充実のため、あいさい土曜キラリ学習を実施し、市内の小学生を対象として、学習やスポーツ、体験活動などの機会を提供しています。

続きまして、活動継続に係る課題についてですが、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働しながら活動を継続していくためには、地域の方々の協力が必要です。地域学校協働活動においても、主には地域における人材の確保が課題になると考えられます。

学校における読み聞かせ活動や除草活動では、ボランティア団体の高齢化や固定化により後継者が増えない。登下校での見守り活動では、天候等による負担が大きい。土曜キラリ学習では、一部の教室において指導者の高齢化や、指導者の確保が困難なため教室の継続ができないという事例がございます。

続きまして、見守り活動をしていただいている方についてですが、各小学校において、地域ボランティア、地域コミュニティー、老人クラブ、PTA、女性交通安全友の会、交通安全協会などの方々に担っていただいております。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、引き続き大項目1点目に係る登下校の見守りの交通指導員の任期等について御答弁をさせていただきます。

交通安全指導員は、児童及び生徒の通学時の交通事故の防止を図ることを目的に、愛西市交通安全指導員設置要綱に基づき設置しており、任期は1年で、会計年度任用職員として毎年度採用しております。

勤務時間は、午前7時30分から午後4時30分の間で、小学生の登下校時間に合わせて勤務し、業務内容は、児童・生徒の通学時の交通安全指導や、決められた横断歩道などで安全に通学できるよう交通指導等に当たっております。

そのほか、勤務時間の中で、登下校中の中学生や高校生への交通指導や、納涼まつり、体育大会での交通指導を行っております。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

私からは、引き続きPTA加入者の減少理由について御答弁させていただきます。

令和4年度からPTA加入意思の確認として同意書の提出をお願いしており、加入意思確認を行っていなかったときに比べ、加入者が減少している状況です。共働き世帯の増加、ライフスタイルの変化、活動内容への疑問、役員選出の難航など、複合的に影響していると考えます。

なお、津島市やあま市、弥富市、稲沢市においては、PTAは任意団体であるため把握していないと伺っております。

続きまして、学校によって差がある要因についてですが、PTA活動への理解や関心、負担への考え方など、保護者の意識、地域によるPTA活動への関与度や保護者間の関係性などの地域性、小規模校等で保護者間のつながりが密であるなどの学校規模によるものなど、様々な要因によると考えております。

続きまして、PTAに関する相談についてですが、相談窓口は学校やPTAが担っており、令和7年度において、学校等から教育委員会に対し、具体的な相談は受けておりません。

学校からは、加入率減少について、令和4年度より活動や会費、役員人数、組織の見直し等を行い、会員数の減少を防ぐ取組を行っているとの報告を受けております。以上でございます。

○消防長（伊藤政儀君）

私からは、第1項目2点目の消防団員報酬の在り方についてを答弁させていただきます。

まず、団員の報酬の内訳はにつきましては、団員の報酬は、愛西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で定められ、階級により報酬額が決められています。

全額が勤務に対する基本給として、団員個人に直接支給されるものです。

令和7年度予算では、消防団員385人の団員報酬として2,024万5,000円を議会でお認めいただいております。

報酬額につきましては、団員が年額4万5,000円、班長が5万5,000円、副分団長が6万5,000円、分団長が12万円、副団長は26万円、団長が32万円になります。国の示す基準額は、団員階級で年額3万6,500円であり、近隣市と比較しても市の待遇はよいほうで考えられます。

続きまして、かつてはどのように支払われ、支払い方法の切替え時期はについてです。

かつては、団員が所属している分団の分団長への受領委任状を基に、各分団が所有している通帳へ振込による支給を行っておりましたが、令和4年4月1日から団員個人の通帳へ直接支給を行っております。

次に、支払い方法切替え後、トラブルは発生していないかにつきましては、個人直接支給への切替えによるトラブルは発生しておりません。

次に、各分団に規約等はあるかにつきましては、愛西市消防団条例や規則等では規約等の作成は定められておりません。規約等は、必要な場合に各分団で定めるものと把握しております。近隣市も同様で、各分団の規約等は全く把握していないとのことです。

続きまして、会計責任者は定められているかにつきましては、愛西市消防団規則の中には、分団の業務を分掌させるため、分団に庶務係、警防係及び機械係を置くことができるとあり、庶務係の事務分掌の一つとして、会計経理に関することと記載があります。各分団において判断され、必要な場合はそれぞれ責任者や担当者を設けるものと認識しております。近隣市も会計責任者等を定めることまでは言及しておりません。

次に、業務監査機能はあるかにつきましては、各分団に対して交付金など市からの公費支給はないため、市として監査をする必要はありません。

業務全般については、愛西市消防団規則にて、消防団長が消防団の事務を統括し、消防団員を指導監督し、分団長は団長の命を受け団員の事務を掌理し、指揮監督すると定められており、これに基づき業務が遂行されております。

続きまして、市役所への会計報告の有無はあるか、それは義務化されているかにつきましては、各分団に対して交付金など市からの公費支給はないため、市への会計報告の必要はなく、義務化もしておりません。

次に、会計監査の有無につきましては、各分団に対して交付金など市からの公費支給はないため、市の会計監査は実施しておりません。近隣市も同様で、会計監査も行っていないとのことです。

次に、団員報酬と団運営費は明確に分かれているかにつきましては、分団報酬は団員個人の

通帳へ直接支給しており、団の運営に必要となる団員の被服、装備品等は市から貸与し、車両、詰所の維持管理費は市が行っており、分けられております。

次に、消防団員の入団状況につきましては、愛西市消防団の団員数は定員が385人ですが、令和7年8月現在で30人ほどが不足している状況にあります。消防団員の減少は、本市だけではなく近隣市も同様であり、特定の地域や自治体に限らず、全国的な傾向として減少しているのが状況です。

続きまして、増員のために工夫していることにつきましては、団員募集について、地域の御協力や団員の皆さんとの勧誘活動は続けられており、市としても時期を問わず継続して行っております。

その中で、特に若い世代の入団を促進するため、まずは消防団の活動を広く知ってもらうことが必要と考えます。消防団活動のホームページ掲載やチラシ配布、市が開催する行事などでPR活動を積極的に行い、またSNSを活用し、ニーズを認識していない若者層に対しても興味を引くような内容で効果的な認知度向上を図り、消防団のブランディングを高めていくよう、市としても取り組んでおります。以上でございます。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目3点目に係る永和駅東側にある駐輪場の利用状況についてお答えさせていただきます。

令和6年11月に愛知県都市交通局が実施した令和6年度駅周辺における放置自転車等の実態調査及び自転車等駐車対策関係条例の制定状況等に関する調査において、永和駅東側駐車場の放置自転車の状況は、収容台数300台に対して、自転車駐輪台数110台、原動機付自転車駐輪台数15台でした。

なお、放置自転車とは、駐輪場など許可された場所以外に駐輪し、持ち主がすぐに移動できない状態の自転車をいい、調査の基準は、駐輪場スペース以外の通路等にはみ出した台数も含んでおります。

続きまして、自転車整理の人員配置はあるか、また十分かにつきまして、永和駅駐輪場の人員配置につきましては、月曜日から土曜日の午前7時から午前8時30分まで、1人が東西両方の駐輪場内の整理整頓などを行っております。

なお、駐輪場の利用者が多い朝の通勤・通学の時間帯1時間30分で、駐輪場内は十分整理されていると考えております。

続きまして、住民の駐輪の仕方を改善するためにどのような方策があるかにつきましては、本市が管理する駐輪場は全て無料であり、誰もが自由に利用することができます。駐輪場以外の自転車駐輪は、駅利用者の通行の妨げや景観を損なうなど様々な弊害が生じると考えます。誰もが気持ちよく駐輪場を利用していただくため、本市の管理する範囲においては、駐輪場以外に自転車等を止めないよう、駐車禁止の看板を設置し、基本的なルールの周知に努めております。

なお、放置自転車が多く止められている駅改札口周辺の敷地は東海旅客鉄道株式会社が所有

しているため、同社に連絡し、改善を求めていきます。

続きまして、佐屋駅南側道路横断者の安全対策について御答弁させていただきます。

安全対策については、県道佐屋・多度線の佐屋駅西信号交差点の横断歩道や、佐屋駅から100メートルほど東に横断歩道がありますので、無理な横断を避け、交通法規を遵守していくだく考えです。

佐屋駅周辺整備事業を進める上で、県道佐屋・多度線に横断歩道の設置について、愛知県公安委員会へ相談したところ、踏切が近接しており、踏切内停車のリスクなどがあるため設置できないと回答を受けております。

佐屋駅南側の駐輪場から横断歩道を利用せず、無理な県道横断をされる行為につきましては、今後、津島警察に相談し、対応していきたいと考えております。以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

引き続き、佐屋駅でございます。佐屋駅周辺整備基本計画での駐輪場の配置はということでございます。

佐屋駅周辺につきましては、駅へのアクセス道路の佐屋・多度線及び駅前広場が昭和53年に都市計画決定されております。駅周辺の諸課題を解消するため、令和5年3月に佐屋駅周辺整備基本構想、令和7年3月に佐屋駅周辺整備基本計画を策定いたしました。

基本計画では、駅東側に新たな駐輪場を設置し、駅南側に設置されている駐輪場の集約化を図ります。

次に、請け負うコンサルタント会社はあるか、またそのコンサル料はということでございますが、業務委託先は、昭和株式会社名古屋支社で、事業化調査業務718万3,000円、基本構想策定業務698万5,000円、基本計画案作成業務1,298万円、現況測量概略設計業務1,479万5,000円、基本設計業務979万円でございます。

続きまして、いかなる都市計画の専門家が計画に関わっているか、また専門家が指摘する現在の佐屋駅の問題点とその解決策ということでございます。

本事業では、配置する監理技術者に、建設コンサルタント業務の国家資格のうち都市計画及び地方計画部門の技術者の資格を求めており、交通上の課題解決を最優先にした交通利便性が高く安全なまちづくりを目指し、佐屋駅周辺整備基本計画を策定しております。

本計画では、都市計画に関する専門的な知識を有する監理技術者の助言等を踏まえ、課題解決に向け整備コンセプトを定めております。

課題1点目には、車と歩行者が安全に擦れ違いできない問題を抱えていることが上げられ、ゆとりある歩行空間の整備を行います。

課題2点目には、通勤・通学時間帯に駅利用者と送迎者との交錯の危険性が高い状態となっていることが上げられ、駅前ロータリーの整備による動線確保を行います。

課題3点目には、通勤・通学時間帯の交通混雑により県道通過車両のスムーズな流れの妨げとなっていることが上げられ、県道以外のアクセス道路の整備を行います。

4点目には、駅南側の市営駐輪場利用者が踏切付近の横断歩道のない県道を横断する姿が見

られることが上げられ、集約された駐輪場の整備を行います。

課題5点目には、新たな広場等の整備を行います。

続きまして、佐屋駅利用者の居住地域と駅までのアクセスルート別の人数を把握しているかということでございます。

事業化調査におきまして、駅前広場やアクセス道路の整備に向け、駅前への方向別での車両進入台数や、乗用車での送迎による駅利用者の利用状況等交通動向を把握するための基礎資料といったしまして、交通量調査を実施しております。

私からは以上です。

○企画政策部長（西川 稔君）

その他の駅駐輪場の問題は生じていないかについてです。

永和駅駐輪場並びに佐屋駅駐輪場以外については特に問題は生じておらず、放置自転車の苦情はありません。以上です。

○6番（永田千佳君）

大変丁寧な御答弁をありがとうございました。

ちょっと時間が押しておりますので、順番が前後いたします。

まずは、消防団員報酬の在り方についてです。

昔ながらの組織にありがちな性質が原因となって、若い人や新しく引っ越してきた人が入りにくい雰囲気をつくり出しているケースは、消防団に限らず枚挙にいとまがございません。

閉鎖的な組織の特徴を幾つか上げます。ボスと子分の上下関係が厳然と存在する。捷や価値観が絶対で、少数派や多様性の存在自体を認めない。出るくいは打たれる。強い同調圧力。排他主義に基づく強い仲間意識。構成員は陰口を好む。共有意識が強く、プライベートやプライバシーといった概念がない。事なきれ主義。以上は社会学で言われている村社会の特徴ですが、これは会社や学校など、どこにでも見られる現象であると言えます。

ということは、人が形成する組織は必ずこの特徴が現れていくため、この構造的な欠陥を補うための仕組みづくり、規約、会則の制定をすれば改善される面があるはずです。

本市の消防団が、若い人や新しく引っ越してきた人に好まれる、透明で風通しのよい組織にアップデートされるために、ぜひこの視点を取り入れていただけますと幸いです。

続きまして、駅の駐輪場におきまして、御丁寧な御回答をありがとうございました。

永和駅の放置自転車対策に、ほかの自治体で成果を上げている例を御紹介したいと思います。こちらのパネルを御覧ください。

裏表同じものが貼られていますので、少し遠いですが、後ろの方も御覧ください。

大阪府豊中市千里中央駅で、豊中市が大阪大学、商業施設と連携し、トリックアートで千里中央の放置自転車を防止する、きれいで可愛いトリックアート社会実験を1月末から始めたそうです。このトリックアートを考案したのは、小学校2年生の男の子、2019年8月、大阪大学シカケラボが開催する仕掛けを用いたシカケコンテストで最優秀賞を受賞した作品です。

仕掛けとは、人の心理を利用した行動のきっかけを研究する学問。ごみ箱にバスケットボ

ルのゴールをつけることで好奇心を呼び寄せ、ごみをポイ捨てせずにごみ箱に捨てたくなる心理がそれに当たります。

同コンテストを後援する豊中市では、このアイデアを放置自転車対策に活用し、社会実験を実施することに。考案した小学生男子によると、人はきれいなものやかわいいものを見ていたいし、汚したくないので、そこに駐輪をしなくなると、本当の花だと花壇が道を狭くしたり、世話が大変なので、絵にしましたとのこと。

豊中市はこのアイデアを採用し、2020年1月から3か月間実験すると、放置自転車が約2割減ったそうです。コンテストの主催者で大阪大学大学院経済学研究科の松村教授は、この駐輪防止策について、費用をそれほどかけずに実現化できた点がすばらしいと評価しています。

本市でも、このように少しの工夫で、そしてなるべくお金のかからない方法で改善が見られることがあるかもしれません。ぜひ研究・検討のほうをよろしくお願ひいたします。

佐屋駅の周辺整備は、多くの方が期待している事業でございます。東側駐輪場に止めると踏切を渡らなくてはならないのが不便だ。道路の東側に改札がほしいという声をよくお聞きいたします。佐屋駅が本市の新たなハブとなることを期待し、名鉄さんとも協議を重ね、地域の方とゆっくりと合意形成を図り、市民と共にまちづくりの姿勢を崩されがないよう、私からお願い申し上げます。

それでは、コミュニティ・スクールについて御答弁をありがとうございます。

本市では、もともと地域と学校が密な関係であったこと、また学校再編によりコミュニティ・スクールの導入に遅れが生じたのではないかと思いました。多くの方が学校運営に携わっておられることに、ここで感謝の意を表したいと思います。そのような方々のおかげで、本市の理想的な教育環境が保たれていると感じます。子供たちの笑顔が何よりの証拠です。

しかし、社会の変化、人口動態の変化により、今のような理想的な教育環境が保てなくなる可能性がございます。現在、ボランティア活動に携われている方は御高齢の方も多く、後進を育てていく必要性を感じます。忙しい保護者世代ですが、PTAなど社会教育関係団体に関わる経験を持つことは、後進を育てるという観点から大切なことだと思います。お互いに助け、助けられる、支え合いの社会の実現にも、この学校運営協議会制度と地域学校協働活動は非常に有効な手立てとなりますので、早めの導入の御検討をよろしくお願ひいたします。

本市内には小規模校がございますが、多様な人材が子供の教育活動に関わるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動は、小規模校のデメリットを補う効果があると私は考えております。学校を核とした自立的な地域社会、子供を真ん中に据えた社会の実現のために、私からのお願いでございます。

以上をもちまして、永田千佳の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（近藤 武君）

6番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時55分といたします。

午後 2 時45分 休憩

午後 2 時55分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の18番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

○18番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大項目1点目、財政力指数について、大項目2点目、農用地利用集積等促進計画について、本市の課題と捉え、質問させていただきます。

大項目1点目、財政力指数です。

同じような質問もありましたけれども、そのまま進めさせていただきます。

税金は、私たちの生活を維持するため様々な部分で活用されています。自分が納めている税金がどのように使われているのか、住んでいる町の財政力を知ることもよい機会かもしれません。

そこで、財政力指数という一つの財政指標からの観点で考えてみます。

財政力指数は、指数が高いほど自治体の財源に余裕があり、自主的に施策を進めやすいと理解をしています。逆に指数が低い場合は、国からの地方交付税に頼る割合が高くなり、財政運営に制約が生じやすくなると考えます。標準的な行政サービスを行うのに、どれだけ自治体独自の収入で賄えるのかという割合でもあります。

そこで、小項目1点目の質問です。財政力指数の計算方法と、本市の財政力指数をお伺いします。

小項目の2点目、財政力指数から見えてくるものとして、財政の健全性、自主財源としての税収が上げられます。本市はこの2点について、どのように捉えているのか、お伺いします。

次に、小項目の3点目です。交付税措置の有無と財政力指数についての関係を伺うのと、財政力指数が低い場合、将来への負担はどのようなことが予測されるのか、お伺いします。

次に、大項目2点目、農用地利用集積等促進計画についてです。

この計画は、2023年、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法などの改正により、それまでの農用地利用集積計画に代わって利用が開始されました。

本市では、平成24年に開始された人・農地プラン、現在はもう廃止されていますけれども、人・農地プラン以前から既に農地、水稻、稻の集積が始まっていました。

全国でも、後継者がいないなどの理由により、農作業や農地の管理を任せたいという農地所有者が増えています。

今後、農地を借りて経営規模を拡大したいという農業者との間に農地中間管理機構（農地バンク）が入り、農地の貸し借り、権利権の設定などを促進するために作成する計画です。この計画に基づいて、農地を貸したい人と借りたい人の間を農地中間管理機構が仲介し、農地の集

積や集約、効率的な利用を維持するとの目的です。

そこで、小項目の1点目です。基本的な話ですが、農地中間管理機構とはどのような組織なのか伺うのと、農地を貸したい人は、まずどこへ行き、どのような手続を取ればよいのかお伺いします。

次に、小項目の2点目です。農地を借りたい人と農地中間管理機構との関係はどのようにになっているのか伺うのと、利用権設定や契約の条件などあればお伺いします。

小項目の3点目、令和7年4月1日以降、農地を貸し借りする際は、農地中間管理機構を介した利用権設定、農用地利用集積等促進計画ですが、が原則となり、相対契約による貸し借りは廃止とされます。

そこで、まず、これまでの相対契約について、どのような手順で行われていたのか伺うのと、令和7年4月以降、なぜ廃止となったのかお伺いします。

以上、総括質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○財政課長（堀田 肇君）

私からは、大項目1点目、財政力指数について、順次御答弁させていただきます。

まず、財政力指数の計算方法と本市の財政力指数についてです。

財政力指数は、自治体の財政力を測る指標であり、この指数が高いほど自主的に行政運営を行う能力が高いとされます。また、自治体が通常見込める税収などの収入である基準財政収入額を、自治体が行政サービスを提供するために標準的に必要とする経費である基準財政需要額で除した数値がこちらの財政力指数となります。

これは、家計で例えれば、基準財政収入額は毎月の給料、基準財政需要額は毎月の生活費に該当します。財政力指数が1.0以上、すなわち給料が生活費より多ければ、余裕のある家庭となります。逆に1.0未満、すなわち給料が生活費より少なければ、給料だけでは生活費を賄えず、不足分をほかからの仕送りや貯金を切り崩すなどの対応が必要となります。

なお、本市の令和5年度における過去3年平均の財政力指数は0.59となります。

続いて、財政の健全性、自主財源としての税収についてということについてです。

財政の健全性は、将来にわたり安定して行政サービスを提供することに直結いたします。自主財源としての税収は、地方交付税や補助金のように、国や県に依存しない、自治体自らの意思で使途を決められる最も重要な収入源です。

本市における税収入額及び自主財源比率は、県内では下位に属するものとなります。

自主財源をどれだけ確保できるかは、安定した収入基盤の確立につながるため、将来にわたくて持続できる行政サービスを行うためには、自主財源の確保は自治体の大きな課題であると考えております。

続いて、交付税措置の有無と、財政力指数が低い場合、将来への負担はどのようなことになるかについてです。

自治体の財政力を測る指標である財政力指数が1.0を超える自治体は、国が定める標準的な歳入が歳出を上回る豊かな自治体であると判断されるため、地方交付税を受け取れない、いわ

ゆる不交付団体となります。財政力指数が1.0未満であり歳入が歳出を下回る自治体は、一定水準の行政サービスを提供できるよう、国からの地方交付税を受け取る交付団体となります。

財政力指数が低い場合、地方交付税などのいわゆる依存財源に頼らざるを得ないため、国の財政状況などの要因により、安定した行財政運営への影響が懸念されます。

私からは以上です。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目2点目、農用地利用集積等促進計画について御答弁いたしたいと思います。

初めに、農地中間管理機構とはどのような組織なのか、またどのような手続が必要かということでございます。

農地中間管理機構は、農地を貸したい人と農地を借りたい扱い手の間で、農地の借受け、集約等のために貸付けする組織で、農地バンクとも呼ばれております。各都道府県に1つが指定され、愛知県では公益財団法人愛知県農業振興基金が運営をしております。

手続といたしましては、農地を借りたい人は、農地中間管理機構と連携・協力している農協に相談をすることで、貸付期間、賃料などの条件調整を行います。

次に、農地中間管理機構との関係、利用権設定や契約の条件などについてでございます。

農地中間管理機構は、農地を借りたい扱い手と貸したい人の両者にとって、円滑な農地利用をサポートする役割を担っております。

農地を借りたい扱い手の要件として、農地等を全てで耕作等の事業を行う、事業に必要な農作業に常時従事する、農地等を効率的に利用して事業を行うなどがございます。

次に、相対契約の廃止についてでございます。

今までの相対契約では、農地を貸したい人と農地を借りたい扱い手の申出等により、農業委員会の決定を経て市が公告することにより利用権が設定をされておりました。昨今的人口減少、少子高齢化により農業従事者が減少し、適正な農地利用の減少が懸念されることから、農地を扱い手に集積し、効率的な農地利用を図る必要があります。

このような課題から、扱い手への農地集積率を向上させるため、農地中間管理機構を活用した効率的な農地集積に転換したものでございます。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁、どうもありがとうございました。

数点、再質問をさせていただきます。

初めに、財政力指数ですが、分かりやすく家計に例えて示していただきました。本市は0.59という数値です。

実際の額でいうと、基準財政収入額が幾らで、基準財政需要額が幾らになるのか、お伺いします。

○財政課長（堀田毅君）

基準財政収入額は79億2,127万6,000円、基準財政需要額133億9,099万4,000円となります。以上です。

○18番（竹村仁司君）

本市の財政力指数を導き出した具体的な額を聞きました。先ほどの家計に例えてみると、額は別にして、本市の財政力の一端が見えます。

では、この本市の財政力指数は、全国的には何位、何市町村中なのか、県内では何位なのか伺うのと、こうした順位に対して、市としてどのような受け止めをしているのか、お伺いします。

○財政課長（堀田毅君）

総務省で公表されている令和5年度の地方公共団体の主要財政指標では、全国1,741団体中563位となります。また、愛知県内での順位は54市町村中では49位となります。

愛知県では、西三河地方に自動車など製造業が集積しており、この地域では税収が多く、国から地方交付税の配分を受けずに財政運営できる自治体が多い現状がございます。

総務省が発表した本年度における不交付団体の市町村は全国に84あり、愛知県では20市町村となっております。岐阜県では不交付団体がないことを考えると、愛知県内では財政力の市町村間の差が大きくなっていると政策的経費に使用できる割合が小さくなっていると考えられます。以上です。

○18番 (竹村仁司君)

全国では1,741団体中563位、県内でいうと54市町村中49位と、本当に大まかな財政力の位置が分かると思います。

当然、人口規模が似た自治体でも財政力指数が高い自治体もあります。また、財政力指数を考えるとき、基準財政需要額と地方交付税との関係性が重要と感じますが、その点をお伺いします。

○財政課長（堀田毅君）

基準財政需要額は、自治体が行政サービスを提供するために必要とする標準的な経費を国の一基準で算定したものです。この基準財政需要額と自治体の標準的な収入である基準財政収入額との差額を埋めるために、国から地方交付税が交付されるものです。言い換えれば、基準財政需要額は地方交付税の必要性を測る基準であり、財政力指数とも連動するものと言えます。以上です。

○18番 (竹村仁司君)

それでは、小項目の2点目で、財政力指数から見えるものとして財政の健全性を上げました。財政の健全性は、幾つかの指標から判断できるものだと思います。

そこで、実質公債費比率、地方債、先ほどの家の話でいうと住宅ローンのようなイメージかと思いますが、この地方債の返済額がどれくらいかを示す指標、経常収支比率、毎月経常的に発生する費用にどれくらい収入が回っているかを示す指標、それぞれを伺い、本市の財政の基準をどのように判断しているのかお伺いします。

○財政課長（堀田 毅君）

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模における率を表す実質公債費比率は、令

和5年度決算では4.8%であり、国が示す早期健全化基準の25.0%を大きく下回っております。都道府県、市区町村ともに実質公債費比率が25%に達すると早期健全化基準を満たすこととなり、財政健全化計画を定める必要が生じます。

また、財政構造の弾力性を判断する指標となる経常収支比率は、令和5年度決算では94.4%であり、近年、緩やかに上昇しております。経常的経費が増加すると経常収支比率は高くなることから、愛西市の財政運営の硬直化を示しております。

全体としては、国が示す各指標と照らし合わせても健全な財政状況であると言えますが、財政の硬直化が進んでいるため、臨時の財政需要などに対応した事業の実施に影響が懸念されるといった状況でございます。以上です。

○18番（竹村仁司君）

もう一つの財政力指数から見えるものとして、自主財源としての税収があります。本市の自主財源としての税収はどれくらいになるのか、市税、使用料、手数料などそれぞれ何パーセントになるのか伺うのと、自主財源の割合が多いほどよいはずですが、本市として目標とする割合、それに対する取組をお伺いします。

○財政課長（堀田毅君）

令和5年度決算の自主財源比率は42.7%です。自主財源の主な内訳を決算書上の区分で、歳入全体に対する割合で申し上げますと、1款市税29.0%、13款分担金及び負担金1.1%、14款使用料及び手数料0.8%、17款財産収入0.8%、18款寄附金0.5%、21款諸収入1.2%となります。

自主財源を増やすことは、財政の安定化と自立性向上のために最も重要な目標であると言えます。自主財源を増やすため、弥富インター周辺の愛西佐屋地区工業団地への企業誘致事業の促進、ふるさと応援寄附金の拡充のほか、これまでの公募型から提案型のネーミングライツの募集を開始しており、加えて、廃施設の利活用促進、広告収入の一層の拡大、使用料・手数料の見直しなど、さらなる自主財源の確保に取り組んでいるところでございます。以上です。

○18番（竹村仁司君）

自治体の収入は、大きく自主財源、自分で稼ぐ収入と、依存財源、国や都道府県からの支援に依存する収入に分類されます。

自主財源の典型は、先ほどの住民税や固定資産税などの地方税収ですが、それだけで賄えない分を国の地方交付税や補助金に頼るのが現実です。

地方交付税は、各自治体の財政力に応じて不足分を埋める仕組みです。地方交付税に頼り切ってしまうことは、財政運営上問題があるのではないかと心配です。市の取組をお伺いします。

○財政課長（堀田毅君）

地方交付税は、国の動向に左右される可能性があるため、安定した自主財源の確保に努める必要があります。企業誘致事業によって見込まれる固定資産税収入の増などは、安定的な収入増に貢献するものであり、引き続き様々な手法で自主財源の確保に取り組む考えでございます。以上です。

○18番（竹村仁司君）

ありがとうございました。引き続き安定的な財源確保に努めていただくことをお願いして、次の農用地利用集積等促進計画について再質問します。

農業では、面積を1反とか、1町といった言葉で表すことがあります。これは昔から日本で使用されている尺貫法という単位だそうです。メートル法に近い使い方をすると、1反が約1,000平方メートル、あるいは約10アール、1町は1万平方メートル、約1ヘクタール、3,000坪になるようです。こう聞いても、私もありにも想像がつきにくいので、東京ドーム1個分と換算すると、東京ドームの面積が4万6,755平方メートルだそうです。大体4万7,000平方メートルとして、東京ドーム1個分を尺貫法でいうと4.7アールとなります。

この市内に1筆でこれだけの広さの水稻はないと思いますが、これはある1つの例として、この面積と近い5ヘクタールの水稻、稻を作る水田を貸したいという人がいたとします。その人の得られる金額と必要経費をお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

5ヘクタールの水田に水稻を作付する場合、農業収入は15万円程度と考えられます。

必要経費につきましては、固定資産税や賦課金などが考えられます。以上です。

○18番（竹村仁司君）

私から見ると、5ヘクタールというのはすごい面積に思えますが、それを貸し出しても収入は見込めず、むしろ非農家の方でも地主として賦課金や固定資産税、条件によっては2分の1軽減されることはあるそうですが、それは残るので、収入を得るというよりは全ての耕作をしてもらえるという認識で、担い手がいなくなった折には農地中間管理機構に頼っていただきたいというのが現実です。

本市も国の指針に従い、農地の集積・集約を図るとき、水稻であれば水稻オペレーターの方、この存在が不可欠です。オペレーターの方は、主に大規模稻作農家で他の農地も借り、農作業の一部または全部を請け負って経営を行う農家を指します。具体的には、トラクターやコンバインなどの農業機械を操作し、田植、稻刈り、耕うん、肥料散布など水稻に関する様々な作業を行います。

そこで、本市の現状をお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

オペレーターと言われる大規模稻作農家は、市内には20組織存在をします。以上です。

○18番（竹村仁司君）

20組織あるということです。

本市では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、これは平成30年1月22日に策定をされ、令和7年1月20日に愛西市農業委員会によって変更されている。この活力ある農業、農村を築くため、農業委員と担当地区で活動する農地利用最適化推進委員が互いに連携して農地の最適化をしていると聞きます。

そこで、農業委員の人数と、それぞれの地区が幾つあり、農地利用最適化推進委員が何名ずついるのかお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

農業委員は、佐屋地区が4人、立田地区が5人、八開地区が3人、佐織地区が3人の合計15人、農地利用最適化推進委員は、佐屋地区が9人、立田地区が9人、八開地区が6人、佐織地区が6人の合計30人です。

農業委員は、市内農地全体について責任を負い、農業委員会での議決権を有しています。

また、推進委員は、地域における現場活動を通じて農地等の利用の最適化のための活動を行っております。以上です。

○18番（竹村仁司君）

農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものがあります。農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証、見直しを行なうとしています。

農用地利用集積等促進計画において、担い手への農地利用の集積・集約化は大切な取組と考えます。市が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、担い手への農地利用集積は80%を目標とするとありました。担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法をお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

農業従事者の高齢化が進んでいる中、農業に従事できなくなり耕作が困難になった場合には、中間管理機構等を積極的に活用してもらうことを発信することにより、農地の集約化の推進を図ってまいりたいと思います。以上です。

○18番（竹村仁司君）

今、答弁いただいた集約化ですが、農業に対する新規参入の促進について、目標、具体的な推進方法を伺うのと、農用地利用集積等促進計画との位置づけ、水稻だけでなく田畠の集積についてもお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

新規就農者の目標といたしましては、水田及び畠作合わせて、令和17年1月までに10人以上新規就農者を確保することを目標としております。引き続き、市、県、農協、農業委員会が連携し、就農に関する情報提供や相談を行うことにより、新規就農を促進していきたいというふうに考えます。以上です。

○18番（竹村仁司君）

ぜひお願ひをします。

農用地利用集積のメリットは、農地の貸手と借手の双方にあるのではないかでしょうか。それぞれのメリットをお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

農地の貸手のメリットですが、契約期間満了後は農地は返却される、農地が適切に耕作される、税制の優遇措置が適用されるなどでございます。

一方、農地の借手のメリットといたしましては、農地の集約化がサポートされる、賃料の支払いや事務手続が簡素化されるなどでございます。以上です。

○18番（竹村仁司君）

この愛西市の基幹産業は農業です。特にレンコン、フキ、ミツバなどの生産量は全国トップクラスです。春大根やイチゴも上位にランクインしています。

本市は、豊かな土地と大都市近郊という立地条件を生かし、農業が発展しています。特に立田地区、八開地区を中心に広がるレンコン畑は、愛西市の景観資源としても知られています。

本市は、農用地利用集積のメリットを生かし、どのような農用地利用を目指し、目標としていくのかお伺いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

本市の農業特産品であるレンコンを衰退させないよう、水田におきましては、水稻の担い手とレンコンの担い手がお互いの共存共栄を目指した農地集約により、分散圃場の解消を進めていきたいと思います。

また、畑作におきましては、それぞれの野菜の担い手の作業効率等の向上のため、話し合いにより集積・集約化を行っていきたいと考えております。以上です。

○18番（竹村仁司君）

ぜひ、農地も本市の財産ですので、よろしくお願ひいたします。

最後に、市長にお伺いをします。

まず、市の財政のかじ取りは年々難しくなってきてているのは先ほど来の、御承知のとおりで、財政のスリム化については、先ほどちょっとお答えもあったので、それを踏まえてでも結構ですが、それと本市の基幹産業である農業の発展、これはもう欠かせないと思いますので、市長の見解をお伺いします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

まず最初に、農業のほうから答弁させていただきたいと思います。

我々が生きていくために欠かせないものは食であり、その食の安全・安心のためには農業の継続性は非常に重要だというふうに思っております。

昨今の米の価格高騰にも見てとれますように、やはりお米自体が我々の手に入りにくくなっているという状況を見ますと、改めて消費する方と生産する方のそれぞの考え方の違いも分かってまいりました。

やはり農業を基幹産業とする愛西市にとっては、しっかりと農業生産者、そして土地の所有者に対して敬意を払いながら、いかに施策を進めていくかということが大切であるというふうに思っております。

市といたしましても、様々な施策を展開しておりますけれども、やはり昨今の国際状況や国内の状況を見ておりますと、やはり国も、国の施策を転換するということも言われておりますので、そういったことも十分に注視をしながら、我々といたしましては、今後の農業施策も考えていかなければならぬというふうに思っています。

特に耕作放棄地ということも言われておりますが、ぜひ皆様におかれましても、農業を少

しでもいいのでやっていただけるといいのではないかなというふうに思っております。

次に、財政のことでございますけれども、今議会でも財政のことをいろいろ私なりの考え方を述べさせていただいておりますが、本市の財政状況につきましては、少子高齢化による年齢の動向を見ておりましても、今後、税収の大幅な増収が見込めない中、国の交付金などに大きく依存をしておりまして、税収だけでは行政サービスを賄うことができない大変厳しい状況でございます。

歳入の根幹をなします市税におきましては、今、決算議会ではございますが、令和6年度の歳入が全体で約300億円程度でございますけれども、市民の方々が直接納めていただいております市民税が約33億6,000万円、固定資産税が約38億7,000万円、軽自動車税が約1億9,000万円、たばこ税が約3億3,000万円と、合計で約77億円しかないということで、これは歳入全体の約25%ということで、大変厳しい状況でございますし、近隣自治体を見ましても、愛西市が一番少ないということでございます。

これを見て、一方で、歳出の面でございますけれども、民生費が平成30年度の決算では約84億円の支出でございましたが、令和5年度では112億円とかなりの増額をしているということで、非常に厳しい状況であるというふうに思っております。そんな中、愛西市は合併市でございますので、合併特例ということで20年間の財政特例等を受けておりまして、そういったものを有効的に活用しまして今まで事業展開をしてまいりましたが、この優遇も令和7年度、今年度で終了するということでございます。

また、近年では基金の取崩しによる予算編成が続いておりまして、令和6年度末の一般会計の基金の残高は約160億円でございます。今後も毎年20億円の基金の取崩しが続けば、7年、8年後には基金が枯渇することとなっております。

各自治体におきましても、大型事業を含め、各事業に対しての一般財源の考え方につきましては、基金の活用を第一に考えているのではなくて、やはり年間の全体予算の中で捻出をされておりますので、愛西市も今後も様々な事業を展開してまいりますけれども、やはり基金の活用を第一に考えるのではなくて、年間の全体の予算で考えていかなければならないというふうに思っております。

こういった財政構造をしっかりと我々としても、今後、市民の方にも周知をしながら市政運営をしていかなければならないというふうに思っておりますし、やはり各種事業を展開するためには、やはり多くの方々に御理解がいただけなければ進めていけないということでございまして、やはり時間がたてばたつほど状況も変わってきますので、やはり難しい状況も続くというふうに思っております。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

18番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月11日午前9時30分より再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時36分 散会